

審決

無効 2012-800143

埼玉県さいたま市北区日進町二丁目 1917 番地
請求人 カルソニックカンセイ 株式会社

東京都港区虎ノ門 1-2-8 虎ノ門琴平タワー 三好内外国特許事務所
代理人弁理士 ▲廣▼瀬 文雄

東京都港区虎ノ門 1-2-8 虎ノ門琴平タワー 三好内外国特許事務所
代理人弁理士 豊岡 静男

愛知県刈谷市昭和町一丁目 1 番地
被請求人 株式会社 デンソー

愛知県刈谷市昭和町 1 丁目 1 番地 株式会社デンソー
代理人弁理士 碓氷 裕彦

愛知県刈谷市昭和町 1-1 株式会社デンソー知的財産部
代理人弁理士 中村 広希

愛知県刈谷市昭和町 1-1 株式会社デンソー知的財産部
代理人弁理士 井口 亮祉

愛知県刈谷市昭和町 1-1 株式会社デンソー知的財産部
代理人弁理士 伊藤 高順

上記当事者間の特許第 3477995 号「車両用指針装置」の特許無効審判事件についてされた平成 25 年 4 月 26 日付け審決に対し、知的財産高等裁判所において審決取消の判決（平成 25 年（行ケ）第 10154 号 平成 25 年 12 月 24 日判決言渡）があったので、さらに審理のうえ、次のとおり審決する。

結 論

平成 26 年 7 月 25 日付け訂正請求において、訂正事項 e ないし h（請求項 2、3 及び 5 からなる一群の請求項に係る訂正）を認める。

特許第 3477995 号の請求項 1 ないし 3 に記載された発明についての特許を無効とする。

審判費用は、被請求人の負担とする。

理 由

第 1 手続の経緯

被請求人は、平成 8 年 5 月 23 日、名称を「車両用指針装置」とする発明について特許出願をし（特願平 8-128704 号、特開平 9-311058 号）、平成 15 年 10 月 3 日に特許権の設定登録を受けた（特許第 3477995 号、以下「本件特許」といい、また、本件特許の明細書を「本件特許明細書」という。）。

これに対して、請求人は、平成 24 年 9 月 3 日、特許第 3477995 号の特許請求の範囲の請求項 1 ないし 3 に係る発明についての特許を無効とする、審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求めることを請求の趣旨

とする審判を請求した（以下「本件無効審判」という。）。
本件無効審判に関する、その後の手続の経緯は、概略、以下のとおりである。

平成24年11月21日：答弁書（以下「答弁書1」という。）
平成25年2月27日：審理事項通知書（同年3月1日発送）
平成25年3月15日：口頭審理陳述要領書（被請求人）
平成25年3月18日：口頭審理陳述要領書（請求人）
平成25年3月27日：口頭審理
平成25年4月11日：審理終結通知書（同年同月15日発送）
平成25年4月26日：審決
（同年5月9日送達、以下「先の審決」という。）
平成25年6月4日：出訴（平成25年行ケ10154号）
平成25年12月24日：判決
（同年同日被請求人に送達、以下「判決」という。）
平成26年1月9日：訂正請求申立書
平成26年2月28日：訂正請求書
（以下、この訂正請求書による訂正を「先の訂正請求1」という。）
平成26年4月10日：弁駁書
平成26年4月22日：補正拒否の決定（同年同月24日発送）
（弁駁による請求の理由の補正を許可する。）
平成26年5月22日：答弁書（以下「答弁書2」という。）
平成26年5月22日：訂正請求書
（以下、この訂正請求書による訂正を「先の訂正請求2」という。）
平成26年6月25日：審決の予告（同年7月1日送達）
平成26年7月25日：訂正請求書
（以下、この訂正請求書を「本件訂正請求書」、本件訂正請求書による訂正を「本件訂正」という。）
なお、本件訂正がされたので、特許法第134条の2第6項の規定により、先の訂正請求1及び2は取り下げられたものとみなされる。

第2 請求人の主張

審判請求書、口頭審理陳述要領書（請求人）及び弁駁書の記載内容を総合すると、請求人の主張は、(A) 主位的には、訂正を認めず、本件特許の特許請求の範囲の請求項1ないし3に係る発明（以下、それぞれ「本件特許発明1」ないし「本件特許発明3」、総称して「本件特許発明」という。）についての特許を無効とすべきであるというものであり、(B) 予備的には、仮に訂正を認めるとしても、訂正後の特許請求の範囲の請求項1ないし3に係る発明（以下、それぞれ、「本件訂正後発明1」ないし「本件訂正後発明3」、総称して「本件訂正後発明」という。）についての特許を無効とすべきであるというものである。

1 主位的主張（訂正を認めない場合）

(1) 本件訂正は認められないとする理由

ア 照射手段（請求項1）

請求項1において、「前記照射手段」を追加する訂正は、「前記照射手段」と「目盛り板照射手段」の異同が明確でなく、訂正は特許法134条の2第1項ただし書の規定に適合しないから、訂正は認められない。

請求項1の訂正に対応する、明細書の発明の詳細な説明の訂正も、同様に、認められない。

イ 目盛り板照射手段（請求項1）

請求項1において、「目盛り板照射手段」の輝度を、キースイッチのオンから遅延させて初期輝度に戻す制御を追加する訂正は、特許法134条の2第9項で準用する126条5項の規定に適合しないから、認められない。

請求項1の訂正に対応する、明細書の発明の詳細な説明の欄の訂正も、同

様に、認められない。

ウ 照射手段（請求項２）

請求項２において、「前記照射手段」を追加する訂正は、「前記照射手段」が、「目盛り板照射手段」と「指針照射手段」のどちらを指すのか明確でなく、訂正は特許法１３４条の２第１項ただし書の規定に適合しないから、訂正は認められない。

請求項２の訂正に対応する、明細書の発明の詳細な説明の欄の訂正も、同様に、認められない。

エ 目盛り板照射手段（請求項２）

請求項２において、「目盛り板照射手段」の輝度を、キースイッチのオンから遅延させて初期輝度に戻す制御を追加する訂正は、特許法１３４条の２第９項で準用する１２６条５項の規定に適合しないから、認められない。

請求項２の訂正に対応する、明細書の発明の詳細な説明の訂正も、同様に、認められない。

(2) 本件特許発明についての特許を無効とすべき理由

判決において、(A) 本件特許発明１及び２は、引用発明（甲１）、周知技術１（甲２ないし７）及び公知技術１（甲８）に基づいて、(B) 本件特許発明３は、引用発明、周知技術１、公知技術１及び公知技術２（甲９）に基づいて、当業者が容易に発明をすることができた旨が判示されている。

本件特許発明についての特許は、無効とすべきである。

２ 予備的主張（訂正を認める場合）

(1) 無効理由１

本件訂正後発明は、特許法３６条６項１号に規定する要件を満たしていないから、本件訂正後発明についての特許は、特許法１２３条１項４号に該当し、無効とすべきものである。

(2) 無効理由２

(A) 本件訂正後発明１及び２は、引用発明、周知技術１、公知技術１及び周知技術２（甲９及び１３）に基づいて、(B) 本件訂正後発明３は、引用発明、周知技術１、公知技術１、公知技術２及び周知技術２に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたから、特許法２９条２項の規定により特許を受けることができない。本件訂正後発明についての特許は、特許法１２３条１項２号に該当し、無効とすべきものである。

３ 証拠方法

請求人が提出した証拠は、以下のとおりである。

甲１：実願平３－８１９３５号（実開平５－９０３２３号）
のＣＤ－ＲＯＭ

甲２：特開昭５８－５３５３５号公報

甲３：実願平３－３９１４４号（実開平６－２５０３３号）
のＣＤ－ＲＯＭ

甲４：実願平３－１０９０４７号（実開平５－４９４９４号）
のＣＤ－ＲＯＭ

甲５：特開平５－３２６１８２号公報

甲６：特開平５－２３８３０９号公報

甲７：特開平５－１３１７６号公報

甲８：実公平１－３２５９２号公報

甲９：特開平４－２６６５３６号公報

甲１０：広辞苑第５版，１４６３及び１８１２頁

甲１１：特開平３－１７０８１６号公報

甲１２：無効２０１１－８００１６３号審決

甲１３：特開平６－２０１４１０号公報

なお、甲１２は本件出願後のものであるから、２９条２項の判断等には活

用しない。

第3 被請求人の反論

答弁書1、口頭審理陳述要領書（被請求人）及び答弁書2の記載内容を総合すると、被請求人の反論の概要は、以下のとおりである。

1 主位的主張に対し

(1) 本件訂正は認められないとする理由

ア 照射手段（請求項1）

本件訂正により、「照射手段」が明確となるよう訂正した。

イ 目盛り板照射手段（請求項1）

特許請求の範囲には、登録時より、発明の詳細な説明に記載された実施例のうち、目盛り板照射手段の制御に関する発明を請求項1に記載し、目盛り板照射手段及び指針照射手段の制御に関する発明を請求項2に記載している。

本件訂正後発明1は、図6の実施例のうち目盛り板照射手段の制御に関する発明であり、目盛り板自身に着目して、車両のキースイッチ（IG）のオフに伴い目盛り板照射手段の照射光の輝度を徐々に低下させることで、目盛り板照射手段による視認の斬新性を乗員に与え、この状態でキースイッチがオンされると、目盛り板照射手段を一旦暗くして（照射光の輝度を零にしてい）、その後でキースイッチがオンされてから遅延させて目盛り板照射手段を明るくする（輝度を初期輝度に戻す）という制御も加えて、乗員の視認斬新性をより高めている。

ウ 照射手段（請求項2）

本件訂正により、「照射手段」が明確となるよう訂正した。

エ 目盛り板照射手段（請求項2）

本件訂正後発明2は、図6の実施例そのままの、目盛り板照射手段及び指針照射手段の制御に関する発明である。

2 予備的主張に対し

(1) 無効理由1

前記1(1)イ及びエと同様である。

(2) 無効理由2

本件訂正後発明1は、車両のキースイッチ（IG）のオフに伴う照明による斬新な視認性を乗員に提供するものであり、車両のキースイッチ（IG）のオフに伴い消灯させる際の挙動と、車両のキースイッチ（IG）のオンに伴い点灯させる際の挙動との単純な結合ではない。

周知技術1は、単純にスイッチをオフした際の照明装置の挙動（フェードアウト）であり、このフェードアウト中に更に別の動作が入り込むことは、周知技術1ではない。

周知技術2は周知でない。甲13記載の公知技術は、輝度が零からの点灯を前提とし、甲9記載の公知技術は、いわゆる計器と指針との時差点灯を従来技術の問題として取上げている。甲13及び甲9は、キースイッチオフ後の挙動での再点灯を示唆しない。

発明の詳細な説明では、一貫して、キースイッチオフ後の斬新な視認性を発明の効果として説明しており、本件訂正後発明と発明の詳細な説明の記載に、齟齬はない。

本件訂正後発明1に対して、さらに指針照射手段の要件を付加した本件訂正後発明2及び3が、当業者が容易想到し得ないことは、明らかである。

第4 本件訂正について

1 訂正の内容

本件訂正は、本件特許明細書の特許請求の範囲及び発明の詳細な説明を、本件訂正請求書に添付した訂正明細書のとおり一群の請求項ごとに訂正することを求めるものである。

訂正の内容は、以下のとおりである。

(1) 請求項 1 及び 4 からなる一群の請求項についての訂正（以下「訂正事項 1」という。）

ア 訂正事項 a

特許請求の範囲の請求項 1 の

「目盛り板（20）と、この目盛り板上にて指示表示する指針（30）と、前記目盛り板を光により照射する照射手段（50）とを備えた車両用指針装置において、
車両のキースイッチ（IG）のオフに伴い前記目盛り板照射手段の照射光の輝度を徐々に低下させるように制御する制御手段
（112、112A、113、113A、121乃至124、130、130A）を備えることを特徴とする車両用指針装置。」とあるのを、

「目盛り板（20）と、この目盛り板上にて指示表示する指針（30）と、前記目盛り板を光により照射する照射手段（50）とを備えた車両用指針装置において、
車両のキースイッチ（IG）のオフに伴い前記目盛り板照射手段の照射光の輝度を、前記キースイッチのオン状態の当該目盛り板照射手段の照射光の初期輝度から徐々に低下させるように制御し、
前記キースイッチのオフに伴い前記目盛り板照射手段の照射光の輝度が徐々に低下している状態で前記キースイッチがオンされると、前記目盛り板照射手段の照射光の輝度を前記キースイッチがオンされるタイミングで零にし、
このキースイッチがオンされるタイミングから遅延させて前記目盛り板照射手段の輝度を前記初期輝度に戻すように制御する制御手段
（112、112A、113、113A、121乃至124、130、130A）を備えることを特徴とする車両用指針装置。」と訂正する。

イ 訂正事項 b

特許請求の範囲の請求項 4 の「車両の座席に乗員が着座していないときこれを検出する着座検出手段（SW）を備え、
前記制御手段が、その制御を、前記着座検出手段の検出に伴い停止することを特徴とする請求項 1 乃至 3 のいずれか一つの記載の車両用指針装置。」とあるのを、「車両の座席に乗員が着座していないときこれを検出する着座検出手段（SW）を備え、
前記制御手段が、その制御を、前記着座検出手段の検出に伴い停止することを特徴とする請求項 1 に記載の車両用指針装置。」と訂正する。

ウ 訂正事項 c

願書に添付した明細書の段落【0004】の「【課題を解決するための手段】上記目的を達成するため、請求項 1、4 に記載の発明によれば、制御手段が、キースイッチのオフに伴い目盛り板照射手段の照射光の輝度を徐々に低下させるように制御する。これにより、目盛り板の明るさがキースイッチのオフ後徐々に低下するので、乗員に対し、この種指針装置におけるキースイッチのオフ後の斬新な視認性を提供できる。」とあるのを、
「【課題を解決するための手段】上記目的を達成するため、請求項 1、4 に記載の発明によれば、制御手段が、キースイッチのオフに伴い目盛り板照射手段の照射光の輝度を、キースイッチのオン状態の目盛り板照射手段の照射光の初期輝度から徐々に低下させるように制御し、
キースイッチのオフに伴い目盛り板照射手段の照射光の輝度が徐々に低下している状態でキースイッチがオンされると、目盛り板照射手段の照射光の輝度をキースイッチがオンされるタイミングで零にし、
このキースイッチがオンされるタイミングから遅延させて目盛り板照射手段の輝度を初期輝度に戻すように制御する。これにより、目盛り板の明るさがキースイッチのオフ後徐々に低下するので、乗員に対し、この種指針装置におけるキースイッチのオフ後の斬新な視認性を

提供できる。」と訂正する。

エ 訂正事項 d

願書に添付した明細書の段落【0021】の「なお、上記第1実施の形態において、発光素子31及び光源50の各発光輝度が低下している状態でイグニッションスイッチIGがオンされた場合には、図6にて示すように、光源50の発光輝度を初期輝度Aに戻すタイミングを、発光素子31の発光輝度に比べて、所定時間T2だけ遅延させて実施してもよい。この場合には、イグニッションスイッチIGのオン時にも自発光指針30及び目盛り板20の斬新な視認性を提供できる。」

とあるのを、

「なお、上記第1実施の形態において、発光素子31及び光源50の各発光輝度が低下している状態でイグニッションスイッチIGがオンされた場合には、図6にて示すように、光源50の発光輝度を初期輝度Aに戻すタイミングを、発光素子31の発光輝度に比べて、所定時間T2だけ遅延させて実施してもよい。このように発光素子31及び光源50の各発光輝度が低下している状態でイグニッションスイッチIGがオンされた場合には、イグニッションスイッチIGのオフ後のオン時にも自発光指針30及び目盛り板20の斬新な視認性を提供できる。」と訂正する。

(2) 請求項2、3及び5からなる一群の請求項についての訂正（以下「訂正事項2」という。）

ア 訂正事項 e

特許請求の範囲の請求項2の「目盛り板（20）と、この目盛り板上に指示表示する発光指針（30）と、前記目盛り板を光により照射する目盛り板照射手段（50）と、前記発光指針を光により照射して発光させる指針照射手段（31）とを備えた車両用指針装置において、車両のキースイッチ（IG）のオフに伴い前記目盛り板照射手段及び指針照射手段の各照射光の輝度を徐々に低下させるように制御する制御手段

（112、112A、113、113A、121乃至124、130、130A）を備えることを特徴とする車両用指針装置。」とあるのを、

「目盛り板（20）と、この目盛り板上に指示表示する発光指針（30）と、前記目盛り板を光により照射する目盛り板照射手段（50）と、前記発光指針を光により照射して発光させる指針照射手段（31）とを備えた車両用指針装置において、

車両のキースイッチ（IG）のオフに伴い前記目盛り板照射手段及び前記指針照射手段の各照射光の輝度を、前記キースイッチのオン状態の前記目盛り板照射手段及び前記指針照射手段の各照射光の初期輝度から徐々に低下させるように制御し、

前記キースイッチのオフに伴い前記目盛り板照射手段及び前記指針照射手段の各照射光の輝度が徐々に低下している状態で前記キースイッチがオンされると、

前記指針照射手段の輝度を前記キースイッチがオンされるタイミングで前記初期輝度に戻すと共に、

前記目盛り板照射手段の照射光の輝度を前記キースイッチがオンされるタイミングで零にし前記指針照射手段の輝度が前記初期輝度に戻るタイミングから遅延させて前記目盛り板照射手段の輝度を前記初期輝度に戻すように制御する制御手段（112、112A、113、113A、121乃至124、130、130A）を備えることを特徴とする車両用指針装置。」

と訂正する。

イ 訂正事項 f

特許請求の範囲に請求項5を追加する。

【請求項5】

車両の座席に乗員が着座していないときこれを検出する着座検出手段（SW）を備え、

前記制御手段が、その制御を、前記着座検出手段の検出に伴い停止することを特徴とする請求項2又は3のいずれか一つの記載の車両用指針装置。

ウ 訂正事項 g

願書に添付した明細書の段落【0006】の「また、請求項2乃至4に記載の発明によれば、制御手段が、キースイッチのオフに伴い目盛り板照射手段及び指針照射手段の各照射光の輝度を徐々に低下させるように制御する。これにより、目盛り板及び発光指針の各明るさがキースイッチのオフ後徐々に低下するので、乗員に対し、この種指針装置におけるキースイッチのオフ後の斬新な視認性を提供できる。」とあるのを、
「また、請求項2、3、5に記載の発明によれば、制御手段が、キースイッチのオフに伴い目盛り板照射手段及び指針照射手段の各照射光の輝度を初期輝度から徐々に低下させるように制御し、キースイッチのオフに伴い目盛り板照射手段及び指針照射手段の各照射光の輝度が徐々に低下している状態でキースイッチがオンされると、指針照射手段の輝度をキースイッチがオンされるタイミングで初期輝度に戻すと共に、目盛り板照射手段の照射光の輝度をキースイッチがオンされるタイミングで零にし指針照射手段の輝度が初期輝度に戻るタイミングから遅延させて目盛り板照射手段の輝度を初期輝度に戻すように制御する。これにより、目盛り板及び発光指針の各明るさがキースイッチのオフ後徐々に低下するので、乗員に対し、この種指針装置におけるキースイッチのオフ後の斬新な視認性を提供できる。」と訂正する。

エ 訂正事項 h

願書に添付した明細書の段落【0008】の「ここで、請求項3に記載の発明のように、制御手段が、その制御を、目盛り板照射手段及び指針照射手段の各照射光の輝度低下度合を相互に異ならしめるように行えば、請求項2に記載の発明による斬新な視認性とは異なる斬新な視認性を提供できる。また、請求項4に記載の発明のように、制御手段が、その制御を、着座検出手段の検出に伴い停止すれば、乗員が当該車両から離れた後にも上記輝度低下制御を行うというような無駄を防止できる。」とあるのを、
「ここで、請求項3に記載の発明のように、制御手段が、その制御を、目盛り板照射手段及び指針照射手段の各照射光の輝度低下度合を相互に異ならしめるように行えば、請求項2に記載の発明による斬新な視認性とは異なる斬新な視認性を提供できる。また、請求項4又は5に記載の発明のように、制御手段が、その制御を、着座検出手段の検出に伴い停止すれば、乗員が当該車両から離れた後にも上記輝度低下制御を行うというような無駄を防止できる。」と訂正する。

2 訂正の適否について

(1) 本件特許明細書等の記載

本件訂正前の明細書又は図面（以下「本件特許明細書等」という。）には、以下の事項が記載されている。

ア 「【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、車両用指針装置に関する。」

イ 「【0002】

【従来の技術】

従来、車両用指針装置においては、例えば、特開平6-201410号公報にて示されているように、当該車両のキースイッチのオンに伴い、指針を発光させた後所定時間の経過に伴い文字板を発光させて、乗員に対し視認性の斬新さを与えるようにしたものがある。

【0003】

【発明が解決しようとする課題】

しかし、上記指針装置では、キースイッチのオン後における視認性の斬新さを与えることができるのみで、キースイッチのオフに伴う視認性の斬新

さを与えることはできない。

そこで、本発明は、このようなことに対処するため、車両用指針装置において、そのキースイッチのオフに伴う指針や目盛り板の明るさの変化に工夫を凝らし、キースイッチのオフ後の視認性の斬新さを乗員に与えるようにすることを目的とする。」

(当審注：「斬新さを与える」は、「斬新さを与える」の誤記である。以下、誤記を修正して記載する。)

ウ 「【０００４】

【課題を解決するための手段】

上記目的を達成するため、請求項１，４に記載の発明によれば、制御手段が、キースイッチのオフに伴い目盛り板照射手段の照射光の輝度を徐々に低下させるように制御する。

これにより、目盛り板の明るさがキースイッチのオフ後徐々に低下するので、乗員に対し、この種指針装置におけるキースイッチのオフ後の斬新な視認性を提供できる。

【０００５】

この場合、目盛り板照射手段として発光ダイオードを用いれば、照射光がその輝度の低下過程において色変化を生ずることがなく、その結果、乗員に対し違和感を与えることがない。

また、目盛り板及び指針をスモーク材料からなるカバーで覆蓋すれば、目盛り板の明るさの上記低下に伴う斬新な視認性を乗員に対し昼夜を問わず提供できる。

【０００６】

また、請求項２乃至４に記載の発明によれば、制御手段が、キースイッチのオフに伴い目盛り板照射手段及び指針照射手段の各照射光の輝度を徐々に低下させるように制御する。

これにより、目盛り板及び発光指針の各明るさがキースイッチのオフ後徐々に低下するので、乗員に対し、この種指針装置におけるキースイッチのオフ後の斬新な視認性を提供できる。

【０００７】

この場合、目盛り板照射手段及び指針照射手段として発光ダイオードを用いれば、各照射光がその輝度の低下過程において色変化を生ずることがなく、その結果、乗員に対し違和感を与えることがない。

また、目盛り板及び発光指針をスモーク材料からなるカバーで覆蓋すれば、目盛り板及び発光指針の各明るさの上記低下に伴う斬新な視認性を乗員に対し昼夜を問わず提供できる。

【０００８】

ここで、請求項３に記載の発明のように、制御手段が、その制御を、目盛り板照射手段及び指針照射手段の各照射光の輝度低下度合を相互に異ならしめるように行えば、請求項２に記載の発明による斬新な視認性とは異なる斬新な視認性を提供できる。

また、請求項４に記載の発明のように、制御手段が、その制御を、着座検出手段の検出に伴い停止すれば、乗員が当該車両から離れた後にも上記輝度低下制御を行うというような無駄を防止できる。」

エ 「【０００９】

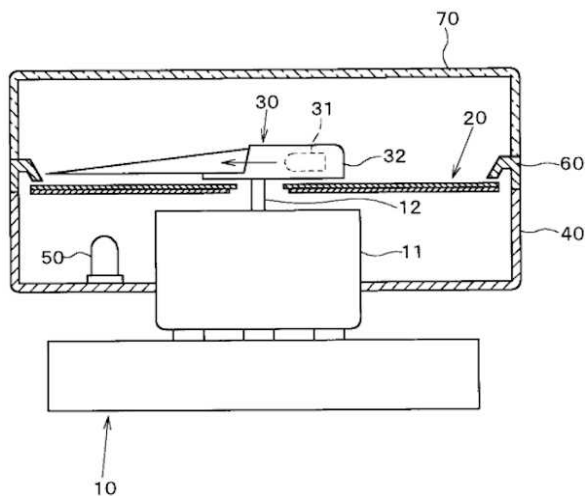
【発明の実施の形態】

以下、本発明の各実施の形態を図面に基づいて説明する。

(第１実施の形態)

図１乃至図５は、本発明に係る車両用指針装置の第１実施の形態を示しており、この指針装置は、当該車両のインストルパネルに配設されている。

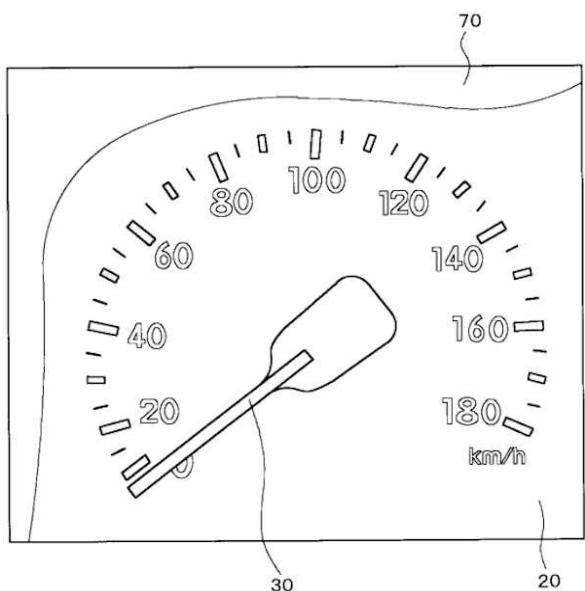
【図１】



【0010】

当該指針装置は、図1にて示すごとく、装置本体10を備えており、この装置本体10は、その駆動部11により指針軸12を回動させるようになっている。また、指針装置は、指針軸12に同軸的に嵌装した目盛り板20と、指針軸12の先端に軸支した自発光指針30とを備えており、自発光指針30は、指針軸12の回動に応じて目盛り板20上にて指針表示する（図2参照）。

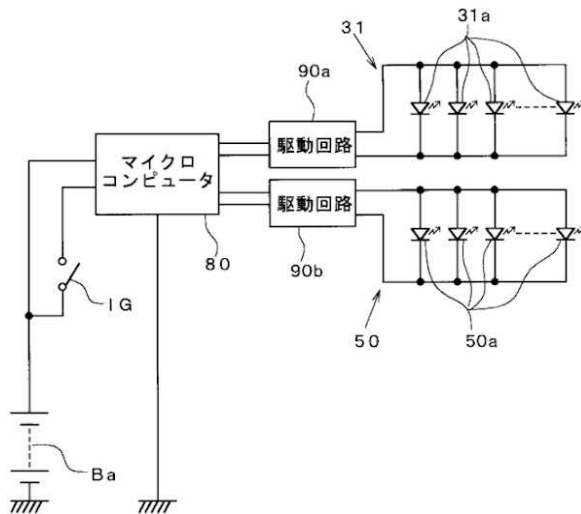
【図2】



【0011】

ここで、目盛り板20は、透明樹脂板の表面に目盛りを印刷して構成されており、この目盛り板20は、断面コ字状のケーシング40の底壁に設けた光源50により下方から投光されて目盛り表示機能を発揮する。光源50は、図3にて示すごとく、複数の発光ダイオード50aの並列回路により構成されている。

【図3】



また、自発光指針 30 は、透明の亚克力樹脂からなる指針本体に発光素子 31 を配設してなるもので、この自発光指針 30 は、発光素子 31 の発光により発光機能を発揮する。発光素子 31 は、図 3 にて示すごとく、複数の発光ダイオード 31a に並列回路により構成されている。なお、図 1 にて符号 32 は、指針カバーを示す。

【0012】

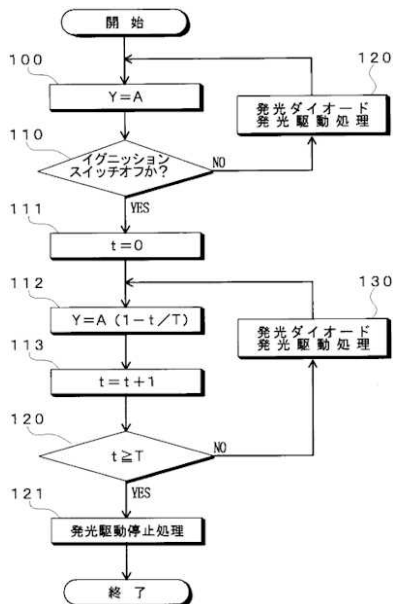
上記ケーシング 40 は、駆動部 11 に嵌着されて目盛り板 20 を下方から覆蓋しており、このケーシング 40 の上端開口部には、断面コ字状のフロントカバー 70（透明な亚克力樹脂からなる）が、環状の見返し板 60 を介し、目盛り板 20 の上面及び自発光指針 30 を覆蓋するように装着されている。なお、フロントカバー 70 は、透過率 20% 程度のスモーク材料により形成してもよい。」

オ 「【0013】

次に、発光素子 31 及び光源 50 の駆動回路構成につき図 3 を参照して説明する。

マイクロコンピュータ 80 は、図 4 にて示すフローチャートに従いコンピュータプログラムを実行し、この実行中において、当該車両のイグニッションスイッチ IG の操作に基づき、発光素子 31 及び光源 50 に接続した各駆動回路 90a、90b の駆動処理を行う。なお、マイクロコンピュータ 80 は、当該車両に搭載したバッテリー Ba から常時給電されて作動している。また、上記コンピュータプログラムは、マイクロコンピュータ 80 の ROM に予め記憶されている。

【図 4】



【0014】

駆動回路90aは、マイクロコンピュータ80による制御のもと、各発光ダイオード31aを発光駆動させる。また、駆動回路90bは、マイクロコンピュータ80による制御のもと、各発光ダイオード50aを発光駆動させる。

このように構成した本第1実施の形態において、イグニッションスイッチIGのオン状態では、マイクロコンピュータ80は、図4のフローチャートに従うコンピュータプログラムの実行のもと、ステップ100にて、発光輝度Yを初期輝度Aとセットし、ステップ110にてNOとの判定をし、ステップ120にて各発光ダイオード31a、50aの発光駆動処理をしている。なお、発光輝度Yは、発光素子31及び光源50の発光輝度を表す。

【0015】

しかして、上記発光駆動処理に伴い、駆動回路90aが、発光素子31の発光輝度を $Y=A$ とするように各発光ダイオード31aを発光駆動し、また、駆動回路90bが、発光素子50の発光輝度を $Y=A$ とするように各発光ダイオード50aを発光駆動する。

これにより、目盛り板20が、光源50の各発光ダイオード50aにより初期輝度Aにて照射される。また、自発光指針30が発光素子31の各発光ダイオード31aにより初期輝度Aにて照射されて発光する。

【0016】

このような状態において、イグニッションスイッチIGをオフ（図5参照）すると、ステップ110にてYESと判定され、ステップ111にて時間データtが $t=0$ とクリアされる。

以後、ステップ112、113、120、130を循環する処理において、ステップ113にて繰り返し加算更新される時間データ $t=t+1$ に応じ、ステップ112にて次の数1の式に基づき発光輝度Yが算出され、この発光輝度Yに基づきステップ130にて各発光ダイオード31a、50aの発光駆動処理がなされる。

【0017】

【数1】

$$Y=A \{1 - (t/T)\}$$

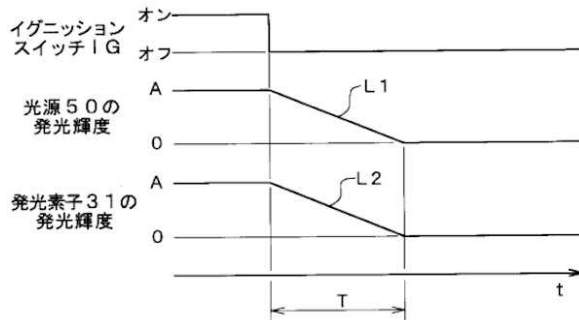
但し、この数1の式において、符号Tは、発光素子31及び光源50の各発光輝度の低下割合を特定する値に対応する。

しかして、このような発光駆動処理に伴い、発光素子31がステップ112における各算出輝度Yにて発光するように、各発光ダイオード31aが駆動回路90aにより発光駆動される。また、光源50がステップ112における各算出輝度Yにて発光するように、各発光ダイオード50aが駆動回路90bにより発光駆動される。

【0018】

このため、図5にて示すように、イグニッションスイッチ I G のオフに伴い、発光素子 3 1 及び光源 5 0 の各発光輝度は、各直線 L 1、L 2 に沿い順次低下していく。従って、自発光指針 3 0 の明るさ及び目盛り板 2 0 の明るさも共に同様に低下していく。

【図5】



このように、イグニッションスイッチ I G オフ後には、自発光指針 3 0 及び目盛り板 2 0 が瞬時に暗くなることなく時間データ t の増大に比例して暗くなっていくので、イグニッションスイッチ I G オフ後の自発光指針 3 0 及び目盛り板 2 0 の斬新な視認性を乗員に提供できる。

【0019】

この場合、自発光指針 3 0 及び目盛り板 2 0 には発光ダイオードが採用してあるので、自発光指針 3 0 及び目盛り板 2 0 の各発光輝度の低下過程において発光色が変化することない。このため、乗員の違和感を与えることもない。

また、上述のようにフロントカバー 7 0 がスモーク材料からなれば、上述のようなイグニッションスイッチ I G オフ後の自発光指針 3 0 及び目盛り板 2 0 の各明るさの低下過程が昼夜を問わず視認され得るので、上記斬新な視認性の提供が昼夜を問わず可能となる。

【0020】

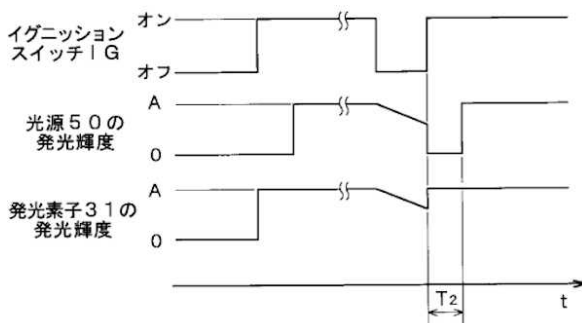
なお、 $t = T$ となりステップ 1 2 0 における判定が Y E S になると、ステップ 1 2 1 において、 $Y = 0$ に基づき上記発光駆動処理が停止される。これにより、発光素子 3 1 及び光源 5 0 の各発光輝度が零となる。このとき、上述のようにフロントカバー 7 0 がスモーク材料からなれば、その内部は全く見えない状態になる。」

カ 「【0021】

なお、上記第 1 実施の形態において、発光素子 3 1 及び光源 5 0 の各発光輝度が低下している状態でイグニッションスイッチ I G がオンされた場合には、図6にて示すように、光源 5 0 の発光輝度を初期輝度 A に戻すタイミングを、発光素子 3 1 の発光輝度に比べて、所定時間 T_2 だけ遅延させて実施してもよい。この場合には、イグニッションスイッチ I G のオン時にも自発光指針 3 0 及び目盛り板 2 0 の斬新な視認性を提供できる。」

(当審注：「発光輝素子 3 1」は「発光素子 3 1」の誤記である。以下、誤記を修正して記載する。)

【図6】



キ 「【0034】なお、本発明に実施にあたっては、上記第 1 実施の形

態にて述べたようにイグニッションスイッチ I G のオフ後発光素子 3 1 及び光源 5 0 の各発光輝度が低下したとき、図 1 2 にて示すごとく、当該車両のドアが開状態にあったり、或いはイグニッションキーの抜き忘れやライトスイッチ、ヘッドライト、スモールライトのオンのままでドアを開いた場合には、発光素子 3 1 及び光源 5 0 の各発光輝度を交互にパルス状に変化させることで乗員に注意を促すように実施してもよい。この場合、ドアの開状態をドアスイッチのオフにより検出する。

【0035】また、ドアの開状態に代えて、着座スイッチによる乗員の座席からの離席検出を利用してもよい。また、ライトスイッチのオンに代えて、イグニッションキーの抜き忘れやヘッドライト、スモールライトのオン状態を利用するようにしてもよい。また、本発明の実施にあたっては、光源 5 0 は電球や冷陰極管でもあってもよく、また、自発光指針 3 0 に代えて、適宜な光源からの光を導入して発光する発光指針を採用してもよい。この場合、この光源には光源 5 0 の役割をも兼用させ得る。

【0036】また、本発明の実施にあたっては、車両用コンビネーションメータ、スピードメータ等の各種指針装置に本発明を適用して実施してもよい。また、上記各実施の形態の各フローチャートにおける各ステップは、それぞれ、機能実行手段としてハードロジック構成により実現するようにしてもよい。」

(2) 本件特許発明について

これら本件特許明細書等によると、本件特許発明について以下の事項が把握できる。

本件特許発明は、車両用指針装置に関するものである（段落

【0001】）。

従来、車両のキースwitchのオンに伴い指針を発光させた後、所定時間の経過に伴い文字板を発光させて、乗員に対し視認性の斬新さを与えるようにしたものがあるが（段落【0002】）、これでは、キースwitchのオン後における視認性の斬新さを与えることができるのみで、キースwitchのオフに伴う視認性の斬新さを与えることはできなかった。

そこで、車両用指針装置において、キースwitchのオフに伴う指針や目盛り板の明るさの変化に工夫を凝らし、キースwitchのオフ後の視認性の斬新さを乗員に与えるようにすることを目的として（段落【0003】）、本件特許発明の構成とした。すなわち、本件特許発明 1 によれば、制御手段が、キースwitchのオフに伴い目盛り板照射手段の照射光の輝度を徐々に低下させるように制御することにより、目盛り板の明るさがキースwitchのオフ後徐々に低下するので、乗員に対し、この種指針装置におけるキースwitchのオフ後の斬新な視認性を提供できるものであり（段落【0004】）、また、本件特許発明 2 によれば、制御手段が、キースwitchのオフに伴い目盛り板照射手段及び指針照射手段の各照射光の輝度を徐々に低下させるように制御することにより、目盛り板及び発光指針の各明るさがキースwitchのオフ後徐々に低下するので、乗員に対し、この種指針装置におけるキースwitchのオフ後の斬新な視認性を提供できるものである（段落【0006】）。

(3) 訂正事項 1 について

ア 訂正事項 a

(ア) 判断

訂正事項 a は、特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正である。

次に、訂正事項 a が、本件特許明細書等に記載した事項の範囲内でしたものであるかについて、以下、検討する。

訂正事項 a は、本件特許発明 1 の目盛り板照射手段の輝度制御について、「前記キースwitchのオフに伴い前記目盛り板照射手段の照射光の輝度が徐々に低下している状態で前記キースswitchがオンされると、前記目盛り板照射手段の照射光の輝度を前記キースswitchがオンされるタイミングで零にし、このキースswitchがオンされるタイミングから遅延させて前記目盛り板照射手段の輝度を前記初期輝度に戻すように制御」する構成を付加する訂正を含む。すなわち、本件訂正後発明 1 の制御手段による制御において、目盛

り板照射手段の輝度を初期輝度に戻すように制御するタイミングは、車両のキースイッチがオンされるタイミングとの関係で規定され、指針照射手段の輝度を初期輝度に戻すタイミングとの関係では規定されていない。

しかしながら、本件特許明細書等には、車両のキースイッチがオンされた場合の目盛り板照射手段の輝度制御のタイミングを、車両のキースイッチがオンされるタイミングとの関係で規定し、指針照射手段の輝度を初期輝度に戻すタイミングとの関係で規定しないような記載は存在しない。かえって、本件特許明細書等には、目盛り板照射手段の輝度を初期輝度に戻すタイミングを、車両のキースイッチがオンされたタイミングではなく指針照射手段の輝度を初期輝度に戻すタイミングとの関係で規定する記載が存在する（段落【００２１】）。そして、本件特許明細書等には、目盛り板照射手段の輝度を初期輝度に戻すタイミングを、指針照射手段の輝度を初期輝度に戻すタイミング以外のタイミングとの関係で規定しても良い旨の記載は存在しない。そればかりか、本件特許明細書等には、目盛り板照射手段の輝度を初期輝度に戻すタイミングを、指針照射手段の輝度を初期輝度に戻すタイミングとの関係で規定しなくとも良く、両者の関係は任意である旨の記載すら存在しない。

さらに、本件特許明細書の段落【０００２】には、「車両のキースイッチのオンに伴い、指針を発光させた後所定時間の経過に伴い文字板を発光させて、乗員に対し視認性の斬新さを与える」という、従来の技術に関する記載がある。また、段落【０００３】には、「しかし、上記指針装置では、キースイッチのオン後における視認性の斬新さを与えることができるのみで、キースイッチのオフに伴う視認性の斬新さを与えることはできない。」という、発明が解決しようとする課題に関する記載がある。そして、段落【００２１】には、「発光素子３１及び光源５０の各発光輝度が低下している状態でイグニッションスイッチＩＧがオンされた場合には、図６にて示すように、光源５０の発光輝度を初期輝度Ａに戻すタイミングを、発光素子３１の発光輝度に比べて、所定時間Ｔ２だけ遅延させて実施してもよい。この場合には、イグニッションスイッチＩＧのオン時にも自発光指針３０及び目盛り板２０の斬新な視認性を提供できる。」と記載されている。

したがって、本件特許明細書等の記載に接した当業者ならば、指針照射手段（発光素子３１）及び目盛り板照射手段（光源５０）の各発光輝度が低下している状態で車両のキースイッチ（イグニッションスイッチＩＧ）がオンされた場合の目盛り板照射手段の輝度制御に関して、段落【００２１】及び図６には、従来の技術と同じ制御、すなわち、「車両のキースイッチのオンに伴い、指針を発光させた後所定時間の経過に伴い文字板を発光させて、乗員に対し視認性の斬新さを与える」制御が開示されていると理解する。また、本件特許明細書等の記載に接した当業者ならば、指針照射手段（発光素子３１）及び目盛り板照射手段（光源５０）の各発光輝度が低下している状態で車両のキースイッチ（イグニッションスイッチＩＧ）がオンされた場合の目盛り板照射手段の輝度制御において、「指針を発光させた後所定時間の経過に伴い文字板を発光させる」ことは「乗員に対し視認性の斬新さを与える」ために必須の構成であると理解する。

そうしてみると、本件特許明細書等には、車両のキースイッチがオンされた場合の目盛り板照射手段の輝度を、車両のキースイッチがオンされたタイミングに基づいて制御し、指針照射手段の輝度を初期輝度に戻すタイミングとの関係で制御しない構成は、記載も示唆もされていない。本件特許明細書等が開示された構成は、車両のキースイッチがオンされた場合の目盛り板照射手段の輝度を、指針照射手段の輝度を初期輝度に戻すタイミングに比べて遅延させて制御する構成であり、「この場合には、イグニッションスイッチＩＧのオン時にも自発光指針３０及び目盛り板２０の斬新な視認性を提供できる」（段落【００２１】）ものである。すなわち、本件特許明細書等には、「光源５０の発光輝度を初期輝度Ａに戻すタイミングを、発光素子３１の発光輝度に比べて、所定時間Ｔ２だけ遅延させて実施」しない場合にも、「イグニッションスイッチＩＧのオン時にも自発光指針３０及び目盛り板２０の斬新な視認性を提供できる」ことは、開示されていない。

これに対して、本件訂正後発明１の要旨に、指針照射手段（発光素子

31)の輝度を初期輝度に戻すように制御するタイミングから遅延させずに目盛り板照射手段(光源50)の輝度を初期輝度に戻すように制御する制御手段を備える車両用指針装置が含まれることは、特許請求の範囲の記載から明らかである。

したがって、訂正事項aは、本件特許明細書等に記載した事項の範囲内でしたものとはいえないから、特許法134条の2第9項で準用する126条5項の規定に適合しない。

(イ)被請求人の主張について

a 被請求人は、段落【0018】及び図5の例(第1実施の形態)と、段落【0021】及び図6の例(第1実施の形態における変形例)を挙げて、訂正事項aは、本件特許明細書等に記載した事項の範囲内の訂正であると主張する(本件訂正請求書の7頁2行ないし9頁24行)。

しかしながら、以下のとおり、「第1実施の形態」と「第1実施の形態における変形例」を同列に論ずることはできない。

(a)第1実施の形態

段落【0018】には、「図5にて示すように、イグニッションスイッチIGのオフに伴い、発光素子31及び光源50の各発光輝度は、各直線L1、L2に沿い順次低下していく。従って、自発光指針30の明るさ及び目盛り板20の明るさも共に同様に低下していく。」「このように、イグニッションスイッチIGオフ後には、自発光指針30及び目盛り板20が瞬時に暗くなることなく時間データtの増大に比例して暗くなっていくので、イグニッションスイッチIGオフ後の自発光指針30及び目盛り板20の斬新な視認性を乗員に提供できる。」と記載されている。すなわち、段落【0018】には、「第1実施の形態」として、指針照射手段(発光素子31)及び目盛り板照射手段(光源50)の輝度を徐々に低下させる態様は開示されているけれども、(指針照射手段の輝度の制御を特定せず)目盛り板照明手段の輝度を徐々に低下させる態様は開示されていない。ただし、(本件訂正前の)特許請求の範囲の請求項1には、指針照射手段の輝度の制御を特定せずに、目盛り板照射手段の発光輝度を徐々に低下させるように制御する発明が記載されている(出願当初から記載されている)。また、段落【0035】には、「自発光指針30に代えて、適宜な光源からの光を導入して発光する発光指針を採用してもよい。この場合、この光源には光源50の役割をも兼用させ得る。」と記載されている。したがって、これら記載に接した当業者ならば、指針照射手段(発光素子31)の輝度は、目盛り板照射手段(光源50)の輝度から独立して制御しなくとも良い付随的なものと理解する。その結果、当業者は、第1実施の形態のうち目盛り板照射手段(光源50)の構成のみを取り出した発明が、特許請求の範囲の請求項1に記載されていると理解する。

(b)第1実施の形態における変形例

次に、(本件訂正前の)段落【0021】には、「上記第1実施の形態において、発光素子31及び光源50の各発光輝度が低下している状態でイグニッションスイッチIGがオンされた場合には、図6にて示すように、光源50の発光輝度を初期輝度Aに戻すタイミングを、発光素子31の発光輝度に比べて、所定時間T2だけ遅延させて実施してもよい。この場合には、イグニッションスイッチIGのオン時にも自発光指針30及び目盛り板20の斬新な視認性を提供できる。」と記載されている。ここで、「上記第1実施の形態」は、指針照射手段(発光素子31)及び目盛り板照射手段(光源50)の輝度を徐々に低下させる態様であって、(指針照射手段の輝度の制御を特定せず)目盛り板照明手段の輝度を徐々に低下させる態様ではない。また、段落【0021】に記載された態様は、(A)「発光素子31及び光源50の各発光輝度が低下している状態でイグニッションスイッチIGがオンされた場合」を前提として、(B)「光源50の発光輝度を初期輝度Aに戻すタイミングを、発光素子31の発光輝度に比べて、所定時間T2だけ遅延させて実施」する構成により、(C)「この場合には、イグニッションスイッチIGのオン時にも自発光指針30及び目盛り板20の斬新な視認性を提供で

きる」態様である。したがって、段落【００２１】には、目盛り板照射手段（光源５０）の発光輝度を初期輝度Ａに戻すタイミングを、指針照射手段（発光素子３１）の発光輝度に比べて、所定時間Ｔ２だけ遅延させて実施する態様は開示されているけれども、（指針照射手段の輝度の制御を特定せず）目盛り板照射手段の発光輝度を初期輝度Ａに戻すタイミングを遅延させて実施する態様は開示されていない。また、（本件訂正前の）特許請求の範囲の請求項１には、キースイッチ（イグニッションスイッチＩＧ）をオンしたときの輝度の制御の発明自体が記載されていない。また、段落

【００３５】の示唆に従って、自発光指針３０に代えて光源５０からの光を導入して発光する発光指針を採用すると、「光源５０の発光輝度を初期輝度Ａに戻すタイミングを、発光素子３１の発光輝度に比べて、所定時間Ｔ２だけ遅延させて実施」することができなくなる。したがって、当業者がこれら記載に接しても、第１実施の形態の変形例において目盛り板照射手段（光源５０）の構成のみを取り出す契機が存在しない。そもそも、段落

【００２１】に記載された態様は、「発光素子３１及び光源５０の各発光輝度が低下している状態でイグニッションスイッチＩＧがオンされた場合」を前提としたものである。また、段落【００２１】には、「光源５０の発光輝度を初期輝度Ａに戻すタイミングを、発光素子３１の発光輝度に比べて、所定時間Ｔ２だけ遅延させて実施してもよい」と記載されているから、この記載から、光源５０の構成のみを取り出そうとしても、無理である。「第１実施の形態における変形例」では、指針照射手段（発光素子３１）は、目盛り板照射手段（光源５０）から独立して輝度制御されるものであり、目盛り板照射手段（光源５０）に付随的なものと理解できない。さらにまた、段落

【００２１】には、効果に関して、「この場合には、イグニッションスイッチＩＧのオン時にも自発光指針３０及び目盛り板２０の斬新な視認性を提供できる。」と記載されているところ、「この場合」が、「上記第１実施の形態において、発光素子３１及び光源５０の各発光輝度が低下している状態でイグニッションスイッチＩＧがオンされた場合」かつ「図６にて示すように、光源５０の発光輝度を初期輝度Ａに戻すタイミングを、発光素子３１の発光輝度に比べて、所定時間Ｔ２だけ遅延させて実施」した場合を意味することは、段落【００２１】の記載から明瞭に理解できる（段落【００２１】の記載は明瞭であり、不明瞭な記載の釈明の対象にならない。）から、当業者ならば、発光素子３１の輝度の制御を特定せずに、光源５０の発光輝度を初期輝度Ａに戻す構成により、「イグニッションスイッチＩＧのオン時にも自発光指針３０及び目盛り板２０の斬新な視認性を提供できる」効果が得られるとは考えない。

なお、弁駁書５頁下から３０ないし３４行において請求人が指摘するところ、特許請求の範囲の請求項１には、発光素子３１が存在するとの記載すら存在しない。すなわち、本件訂正後発明１の要旨には、指針が非発光指針である車両用指針装置や、指針が光源５０からの光を導入して発光する車両用指針装置の構成が含まれる。しかしながら、この場合においてまで、「前記キースイッチのオフに伴い前記目盛り板照射手段の照射光の輝度が徐々に低下している状態で前記キースイッチがオンされると、前記目盛り板照射手段の照射光の輝度を前記キースイッチがオンされるタイミングで零にし」たのでは、キースイッチをオンしたはずなのに、フロントカバーの内部が全く見えない状態、すなわち、キースイッチをオフした後の最終状態と同じ状態になってしまう。この場合には、操作者は、キースイッチをオンしたはずなのにオンにならないと慌てるか、キースイッチをオンしてから点灯までの時間が遅いと不快に感じるだけである。すなわち、発光素子３１の構成を欠いて「イグニッションスイッチＩＧのオン時にも自発光指針３０及び目盛り板２０の斬新な視認性を提供できる」効果は、得られない。

ｂ 被請求人は、「請求項１に関わる発明は、目盛り板２０の輝度変化によるキースイッチオフ後の斬新な視認性を乗員に提供するものであるので、「所定時間Ｔ２だけ遅延」がどのタイミングからの遅延であるかは、イグニッションスイッチＩＧオンのタイミングからとなる。このことは、図６に明示されている。」と主張する（訂正請求書９頁２５ないし２８行）。

しかしながら、「（本件訂正前の）請求項１に関わる発明は、目盛り板２０の輝度変化によるキースイッチオフ後の斬新な視認性を乗員に提供するものである」からといって、「（本件訂正後の請求項１に係る発明の）「所定時間Ｔ２だけ遅延」がどのタイミングからの遅延であるかは、イグニッションスイッチＩＧオンのタイミングからとなる」とはいえないことは、すでに述べたとおりである。

そもそも、「所定時間Ｔ２だけ遅延」の基準が「イグニッションスイッチＩＧオンのタイミング」であるか否かにかかわらず、本件特許の図６に開示された構成は、「イグニッションスイッチＩＧオンのタイミングで発光素子３１の輝度が初期輝度に戻るとともに光源５０の輝度が零になり、所定時間Ｔ２だけ遅延して光源５０の発光輝度が初期輝度に戻る」構成であり、発光素子３１の輝度が初期輝度に戻るタイミングの構成抜きで、「イグニッションスイッチＩＧオンのタイミングで光源５０の輝度が零になり、所定時間Ｔ２だけ遅延して光源５０の発光輝度が初期輝度に戻る」構成ではない。

本件特許の図６は、「上記第１実施の形態における変形例を示すタイミングチャートである」（図面の簡単な説明）から、図６には、イグニッションスイッチＩＧのオンオフのタイミング、光源５０の輝度の変化のタイミング及び発光素子３１の輝度の変化のタイミングが、正確に描かれているはずである。そして、本件特許の図６からは、「イグニッションスイッチＩＧがオフからオンに変化するタイミングと、発光素子３１の輝度が初期輝度Ａに戻るタイミングが同一である」ことが、各タイミング間を結ぶ補助線（Ｔ２の左側の縦線）に基づいて理解できる。したがって、仮に、このような理解に着目した当業者ならば、「光源５０の輝度が０から初期輝度Ａに戻るタイミングは、イグニッションスイッチＩＧがオフからオンに変化するタイミングから所定時間Ｔ２だけ遅延されている」という事項を、導き出すことができる。しかしながら、本件特許の図６に記載された各タイミングの技術的意義は、図６に関する発明の詳細な説明の記載を基に理解されるべきであって、図６に関する発明の詳細な説明の記載を離れて理解されるべきではない。図６に関する発明の詳細な説明の記載は、「光源５０の発光輝度を初期輝度Ａに戻すタイミングを、発光素子３１の発光輝度に比べて、所定時間Ｔ２だけ遅延させて実施してもよい」（段落【００２１】）というものである。したがって、当業者が、本件特許明細書等の記載内容から、「光源５０の輝度が０から初期輝度Ａに戻るタイミングは、イグニッションスイッチＩＧがオフからオンに変化するタイミングから所定時間Ｔ２だけ遅延されている」という事項を導き出すことができるとはいえない。

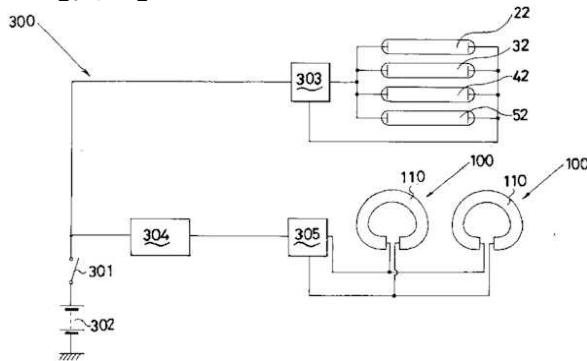
仮に、本件特許の図６から、「光源５０の輝度が０から初期輝度Ａに戻るタイミングは、イグニッションスイッチＩＧがオフからオンに変化するタイミングから所定時間Ｔ２だけ遅延されている」という事項を導き出すことができるとしても、それは、あくまで、「イグニッションスイッチＩＧがオフからオンに変化するタイミングと、発光素子３１の輝度が初期輝度Ａに戻るタイミングが同一である」という前提の下で導き出される事項である。すなわち、本件特許明細書等から導き出される事項は、「光源５０の輝度が０から初期輝度Ａに戻るタイミングは、イグニッションスイッチＩＧがオフからオンに変化するタイミングと同一であるところの発光素子３１の輝度が初期輝度Ａに戻るタイミングから所定時間Ｔ２だけ遅延されている」という事項であって、「光源５０の輝度が０から初期輝度Ａに戻るタイミングは、イグニッションスイッチＩＧがオフからオンに変化するタイミングから所定時間Ｔ２だけ遅延されていて、発光素子３１の輝度が初期輝度Ａに戻るタイミングとの関係は任意である」という事項ではない。

（本件訂正前の）特許請求の範囲の請求項１に、目盛り板照射手段の制御に関する発明（指針照射手段の制御の構成を特定しない発明）が記載されているからといって、それをそのまま図６の実施例の場合に延長できることにはならない。図６の実施例の場合に延長できるか否かは、図６及びその説明を参酌して判断すべきである。

ｃ なお、本件特許明細書の段落【０００２】に記載された文献、すなわち、甲１３を参照すると、その図５及びその説明には、まさしく、「キース

イッチ 301 が投入 (ON) されてから所定時間 (例えば 1 秒間) だけ遅延させる遅延手段」(段落【0034】) が設けられ, 「キースイッチ 301 を ON してから遅延回路 304 により設定された所定時間 (例えば 1 秒間) が経過した際に, 2 つの蛍光管 110 が発光して計器盤 6 の文字板部分 61 ~ 64 が発光することになる」(段落【0035】)。しかしながら, 甲 13 に記載された事項は, 図 5 及びその説明から明らかなとおり, 「キースイッチ 301 を ON すると, 先ず冷陰極放電管 22, 32, 42, 52 が発光して指針 21, 31, 41, 51 が発光する」(段落【0035】) 構成を前提としたものである。したがって, 甲 13 を参照しても, 目盛り板照射手段 (光源 50) の輝度が初期輝度に戻るタイミングと指針照射手段 (発光素子 31) の輝度が初期輝度 A に戻るタイミングとの関係が任意である制御手段の構成は開示されているとはいえない。

【図 5】



d また, 特許請求の範囲の請求項 1 には, カッコ書きの図面番号 (121 ないし 124) として, 発光素子 31 の駆動処理への参照が存在するけれども, この記載を根拠に, 特許請求の範囲の請求項 1 に発光素子 31 が記載されていると認めることはできない。

イ 訂正事項 b

訂正事項 b は, 本件訂正前の請求項 4 が, 請求項 1 ないし 3 を引用していたため, 請求項 1 と請求項 2 及び 3 が一群の請求項として一体的に取り扱われる状態であったところ, 一群の請求項として一体的に取り扱われないように, 請求項 2 及び 3 との引用関係を解消することを目的とした訂正である。

したがって, 訂正事項 b は, 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとするを目的とする訂正である。

なお, 訂正事項 b は, 請求項 4 が引用する請求項を減らす訂正であるから, 訂正事項 b は, 本件特許明細書等に記載した事項の範囲内においてした訂正であり, また, 実質上特許請求の範囲を拡張し又は変更するものでもない。

ウ 訂正事項 c

訂正事項 c は, 特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載の整合を図ることを目的とした訂正であるから, 明瞭でない記載の釈明を目的とする訂正である。ただし, 訂正事項 c は, 上記訂正事項 a と同様の訂正をするものであるから, 上記訂正事項 a に対する判断と同様の理由により, 本件特許明細書等に記載した事項の範囲内でしたものとはいえず, 特許法 134 条の 2 第 9 項で準用する 126 条 5 項の規定に適合しない。

エ 小括

以上のとおりであるから, 訂正事項 d について検討するまでもなく, 訂正事項 a 及び c を含む, 請求項 1 及び 4 の一群の請求項についてする訂正事項 1 は, 認められない。

(4) 訂正事項 2 について

ア 訂正事項 e

訂正事項 e は、特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正である。

また、本件訂正後発明 2 は、第 1 実施の形態における変形例として、図 6 とともに、発明の詳細な説明に記載されたものである。

すなわち、本件特許明細書等の段落【0010】及び【0011】には、「目盛り板（20）と、この目盛り板上に指示表示する発光指針（30）と、前記目盛り板を光により照射する目盛り板照射手段（50）と、前記発光指針を光により照射して発光させる指針照射手段（31）とを備えた車両用指針装置」の構成が記載されている。

次に、段落【0016】ないし【0018】には、「車両のキースイッチ（IG）のオフに伴い前記目盛り板照射手段及び前記指針照射手段の各照射光の輝度を、前記キースイッチのオン状態の前記目盛り板照射手段及び前記指針照射手段の各照射光の初期輝度から徐々に低下させるように制御し」の構成が記載されている（第 1 実施の形態）。

次に、段落【0021】には、「前記キースイッチのオフに伴い前記目盛り板照射手段及び前記指針照射手段の各照射光の輝度が徐々に低下している状態で前記キースイッチがオンされると、前記指針照射手段の輝度が前記初期輝度に戻るタイミングから遅延させて前記目盛り板照射手段の輝度を前記初期輝度に戻すように制御する」の構成が記載されている（第 1 実施の形態における変形例）。

次に、【図 6】の「第 1 実施の形態における変形例を示すタイミングチャート」からは、「前記指針照射手段の輝度を前記キースイッチがオンされるタイミングで前記初期輝度に戻すと共に、前記目盛り板照射手段の照射光の輝度を前記キースイッチがオンされるタイミングで零にし」の構成が理解できる。

また、段落【0021】には、「この場合には、イグニッションスイッチ IG のオン時にも自発光指針 30 及び目盛り板 20 の斬新な視認性を提供できる」と記載されているところ、本件訂正後発明 2 も、「上記第 1 実施の形態において、発光素子 31 及び光源 50 の各発光輝度が低下している状態でイグニッションスイッチ IG がオンされた場合」に「図 6 にて示すように、光源 50 の発光輝度を初期輝度 A に戻すタイミングを、発光素子 31 の発光輝度に比べて、所定時間 T2 だけ遅延させて実施」するものであるから、「イグニッションスイッチ IG のオン時にも自発光指針 30 及び目盛り板 20 の斬新な視認性を提供できる」。

したがって、訂正事項 d は、本件特許明細書等に記載した事項の範囲内においてした訂正である。

また、実質上特許請求の範囲を拡張し又は変更するものでもない。

イ 訂正事項 f

訂正事項 f は、本件訂正前の請求項 4 が、請求項 1 ないし 3 を引用していたため、請求項 1 と請求項 2 及び 3 が一群の請求項として一体的に取り扱われる状態であったところ、一群の請求項として一体的に取り扱われないように、請求項 1 との引用関係を解消することを目的として請求項 5 を新たに追加した訂正である。

したがって、訂正事項 f は、他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとするを目的とする訂正である。

なお、訂正事項 f は、訂正前の請求項 4 が引用する請求項を減らしたものを訂正後の請求項 5 とする訂正であるから、訂正事項 f は、本件特許明細書等に記載した事項の範囲内においてした訂正であり、また、実質上特許請求の範囲を拡張し又は変更するものでもない。

ウ 訂正事項 g

訂正事項 g は、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載の整合を図ることを目的とした訂正であるから、明瞭でない記載の釈明を目的とする訂正である。そして、本件特許明細書等に記載した事項の範囲内においてした訂正であり、また、実質上特許請求の範囲を拡張し又は変更するものでも

ない。

エ 訂正事項 h

訂正事項 h は、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載の整合を図ることを目的とした訂正であるから、明瞭でない記載の釈明を目的とする訂正である。そして、本件特許明細書等に記載した事項の範囲内においてした訂正であり、また、実質上特許請求の範囲を拡張し又は変更するものでもない。

オ 小括

以上のとおりであるから、訂正事項 e ないし h は、いずれも特許法 134 条の 2 第 1 項ただし書の規定に適合し、また、同条 9 項において準用する同法 126 条 5 項及び 6 項の規定にも適合するから、訂正を認める。

3 まとめ

本件訂正のうち、訂正事項 1（訂正事項 a ないし d の訂正）は、特許法 134 条の 2 第 9 項で準用する 126 条 5 項の規定に適合しないから、訂正を認めない。

本件訂正のうち、訂正事項 2（訂正事項 e ないし h）は、特許法 134 条の 2 第 1 項ただし書の規定に適合し、また、同条 9 項において準用する同法 126 条 5 項及び 6 項の規定にも適合するから、訂正を認める。

第 5 本件特許発明 1 について

本件訂正のうち、訂正事項 1 は認められず、また、先の訂正請求 1 及び 2 は、特許法第 134 条の 2 第 6 項の規定により取り下げられたものとみなされる。したがって、本件特許発明 1 は、本件特許明細書等の記載からみて、本件特許明細書の特許請求の範囲の請求項 1 に記載されたとおりの、以下のものである。

「【請求項 1】 目盛り板（20）と、この目盛り板上にて指示表示する指針（30）と、前記目盛り板を光により照射する照射手段（50）とを備えた車両用指針装置において、

車両のキースイッチ（IG）のオフに伴い前記目盛り板照射手段の照射光の輝度を徐々に低下させるように制御する制御手段

（112、112A、113、113A、121乃至124、130、130A）を備えることを特徴とする車両用指針装置。」

なお、判決では、本件特許発明 1 について以下のとおり判示されているので、これを本件特許発明の要旨認定の前提とする。

「本件明細書（甲 13）によれば、本件発明につき、以下のことが認められる。

本件発明は、車両用指針装置に関するものである（段落【0001】）。

従来、車両のキースイッチのオンに伴い指針を発光させた後、所定時間の経過に伴い文字板を発光させて、乗員に対し視認性の斬新さを与えるようにしたものがあるが（段落【0002】）、これでは、キースイッチのオン後における視認性の斬新さを与えることができるのみで、キースイッチのオフに伴う視認性の斬新さを与えることはできなかった。

そこで、車両用指針装置において、キースイッチのオフに伴う指針や目盛り板の明るさの変化に工夫を凝らし、キースイッチのオフ後の視認性の斬新さを乗員に与えるようにすることを目的として（段落【0003】）、特許請求の範囲の請求項 1～3 に記載の構成とした。すなわち、請求項 1 に記載の発明（本件発明 1）によれば、制御手段が、キースイッチのオフに伴い目盛り板照射手段の照射光の輝度を徐々に低下させるように制御することにより、目盛り板の明るさがキースイッチのオフ後徐々に低下するので、乗員に対し、この種指針装置におけるキースイッチのオフ後の斬新な視認性を提供できるものであり（段落【0004】）、また、請求項 2 及び 3 に記載の発明（本件発明 2 及び 3）によれば、制御手段が、キースイッチのオフに伴い目盛り板照射手段及び指針照射手段の各照射光の輝度を徐々に低下させるよ

うに制御することにより、目盛り板及び発光指針の各明るさがキースイッチのオフ後徐々に低下するので、乗員に対し、この種指針装置におけるキースイッチのオフ後の斬新な視認性を提供できるものである（段落【０００６】）。さらに、請求項３に記載の発明（本件発明３）のように、制御手段が、その制御を、目盛り板照射手段及び指針照射手段の各照射光の輝度低下度合いを相互に異ならしめるように行えば、請求項２に記載の発明（本件発明２）による斬新な視認性とは異なる斬新な視認性を提供できるものである（段落【０００８】）。」

なお、判決記載の「本件発明１」及び「本件発明」が、それぞれ、「本件特許発明１」及び「本件特許発明」に対応する。

第６ 主位的な無効理由に対する当審の判断

先の審決は、判決により取り消されたところ、判決主文が導き出されるのに必要な事実認定及び法律判断は、行政事件訴訟法３３条１項の規定により、本件無効審判において、当審判体を拘束する。

１ 引用発明等について

(1) 甲１に記載の事項

甲１には、図面とともに、以下の事項が記載されている。

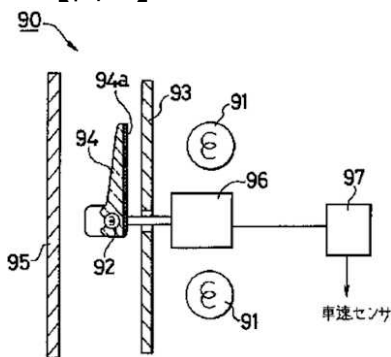
ア 「 【０００１】 【産業上の利用分野】

本考案は、例えば走行速度、エンジン回転数などを表示するための車両用計器に関するものであり、詳細には車両を使用しないとき、即ち、イグニッションキーが投入されていないときには全面が暗黒となる、所謂ブラックアウト型とした車両用計器に係るものである。」

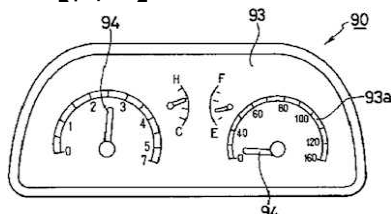
イ 「 【０００２】 【従来の技術】

従来のこの種の車両用計器９０の例を示すものが図３であり、イグニッションキー（図示は省略する）のオンにより点灯する目盛り板照明装置９１と指針照明装置９２とが夫々に設けられた目盛り板９３と指針９４とは、適宜な透過率に調整されたスモーク板で形成された窓ガラス９５で覆われるものとされ、これにより、前記イグニッションキーがオフされたときには車両用計器９０は全面がブラックアウトするものとされ、前記イグニッションキーをオンしたときにのみ図４に示すように前記目盛り板照明装置９１、指針照明装置９２の点灯により目盛り板９３、指針９４などを読み取ることができるものとされている。」

【図３】



【図４】



ウ 「 【０００４】 【考案が解決しようとする課題】

しかしながら、前記した従来の構成の車両用計器９０においては、目盛り板

93に対する目盛板照明装置91は透過照明とする直接照明が可能であるが、指針94に対する指針照明装置92は、この指針94自体をライトガイドとして指針94の背面に例えば白色塗料などで形成された反射塗膜94aに反射させる間接照明となり、前記目盛板照明装置91と比較して効率の低い暗いものとなることは避けられないものであった。

【0005】 従って、前記窓ガラス95の透過率を設定するときには指針94側が読取り可能な程度に透過率を高いものとしなければならず、これによりイグニッションキーのオフ時においても車両用計器90に直射日光が照射したときには前記指針94、特に白色皮膜94aが前記窓ガラス95を透過して観視されるものとなり、使用者に甚だしく違和感を与える問題点を生じ、この点の解決が課題とされるものとなっていた。」

エ 「 【0006】 【課題を解決するための手段】

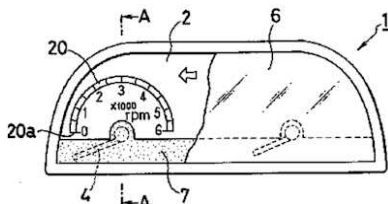
本考案は前記した従来の課題を解決するための具体的な手段として、イグニッションキーのオフ時には内部照明の消灯と窓ガラスとして採用されたスモーク板とによりブラックアウトする構成とした車両用計器において、前記車両用計器の目盛板のゼロ目盛以下で且つ前記窓ガラスと指針との間となる位置には少なくとも前記窓ガラス側を暗色とした不透明部材により指針マスク板を設け、前記イグニッションキーのオフ時には前記指針をゼロ目盛以下に旋回させて前記指針マスク板内に収納することを特徴とする車両用計器を提供することで、直射日光が照射したときにも指針が観視されることを防止してブラックアウト効果が保たれるものとし、前記した従来の課題を解決するものである。」

オ 「 【0007】 【実施例】

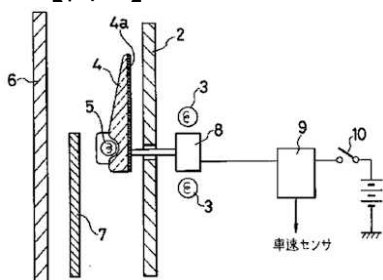
つぎに、本考案を図に示す一実施例に基づいて詳細に説明する。

図1、図2に符号1で示すものは本考案に係る車両用計器であり、この車両用計器1の目盛板2には透過して照明する目盛板照明装置3が設けられ、指針4にはこの指針4に塗布された反射塗膜4aに反射して照明する指針照明装置5が設けられ、窓ガラス6は適宜な透過率としたスモーク板で形成され、前記目盛板照明装置3と指針照明装置5とはイグニッションキーのオフ時には共に消灯されて、車両を使用しないときには車両用計器1はブラックアウトするものとされている点は従来例のものと同様である。」

【図1】



【図2】



カ 「 【0008】 しかしながら、前記車両用計器1には本考案により前記窓ガラス6と指針4との間で、且つ前記目盛板2に目盛られた目盛20のゼロ位置を示すゼロ目盛20aよりも下方の位置、即ち、前記指針4の振れる範囲外で前記ゼロ目盛20aに適宜に近接する位置には不透明部材で形成された指針マスク板7が設けられ、この指針マスク板7の窓ガラス6側は、例えば艶消しの黒色など暗色に塗装され光を反射することのないものとされている。

【０００９】 また、前記指針４を駆動するためにステッピングモータ８が採用されている点は従来例と同様であるが、前記ステッピングモータ８に接続される演算回路９はイグニッションキー１０のオン、オフに応動するものとされ、前記イグニッションキー１０がオフされたときには所定数の逆転パルスが発生し、オンされたときには所定数の正転パルスが発生するものとされている。」

キ 「 【００１１】 ここで、走行を停止しイグニッションキー１０をオフすると前記目盛り板照明装置３と指針照明装置５とが消灯すると同時に、前記演算回路９は所定数の逆転パルスが発生した後に自らも動作を停止するものとなり、この逆転パルスにより前記指針４はゼロ目盛り２０aから更に下方、即ち、マイナスの振れ角側に回転し、前記指針マスク板７により覆われる範囲内に移動するものと成る。」

ク 「 【００１３】 また、運転の再開に当たっては、前記イグニッションキー１０をオンすることで前記目盛り板照明装置３と指針照明装置５とが点灯すると同時に、前記演算回路９は所定数の正転パルスが発生して指針４をゼロ目盛り２０aにリセットするので、これより後の時点においては通常の車両用計器１としての機能が保たれるものとなる。」

ケ 「 【００１４】 【考案の効果】

以上に説明したように本考案により、車両用計器の目盛り板のゼロ目盛り以下で且つ窓ガラスと指針との間となる位置には少なくとも前記窓ガラス側を暗色とした不透明部材により指針マスク板を設け、イグニッションキーのオフ時には前記指針をゼロ目盛り以下に旋回させて前記指針マスク板内に収納する車両用計器としたことで、直射日光など外光の窓ガラスへの照射により特に外部から観視され易いものとなる反射塗膜が施された指針を前記指針マスク板で隠蔽することでブラックアウト効果を保つものとし、もって、観者に違和感を与えるのを防止すると云う優れた効果を奏するものである。」

(2) 引用発明

判決では、引用発明について以下のとおり判示されているので、これを引用発明とする。

「 引用発明は、走行速度、エンジン回転数などを表示するための車両用計器に関するものであり、詳細には車両を使用しないとき、すなわち、イグニッションキーが投入されていないときには全面が暗黒となる、いわゆるブラックアウト型とした車両用計器に係るものである（段落【０００１】）。

従来の車両用計器においては、目盛り板に対する目盛り板照明装置は透過照明とする直接照明が可能であるが、指針に対する指針照明装置は、この指針自体をライトガイドとして指針の背面に例えば白色塗料などで形成された反射塗膜に反射させる間接照明となり、前記目盛り板照明装置と比較して効率の低い暗いものとなることは避けられないものであった（段落

【０００４】）。そのため、目盛り板と指針を覆うスモーク板で形成された窓ガラスの透過率を設定するときには指針側が読取り可能な程度に透過率を高いものとしなければならず、これによりイグニッションキーのオフ時においても車両用計器に直射日光が照射したときには前記指針、特に白色皮膜が前記窓ガラスを透過して観視されるものとなり、使用者に甚だしく違和感を与える問題点を生じていた（段落【０００２】、【０００５】）。

そこで、イグニッションキーのオフ時には内部照明の消灯と窓ガラスとして採用されたスモーク板とによりブラックアウトする構成とした車両用計器において、前記車両用計器の目盛り板のゼロ目盛り以下で、かつ、前記窓ガラスと指針との間となる位置には少なくとも前記窓ガラス側を暗色とした不透明部材により指針マスク板を設け、前記イグニッションキーのオフ時には前記指針をゼロ目盛り以下に旋回させて前記指針マスク板内に収納することを特徴とする車両用計器を提供することで、直射日光が照射したときにも指針が観視されることを防止してブラックアウト効果が保たれるようにし、もって、観者に違和感を与えるのを防止するとその効果を奏するようにしたも

のである（段落【０００６】，【００１４】）。」

(3) 周知技術等

以下の周知技術等の認定は、判決主文が導き出されるのに必要な事項であるから、当審判体を拘束する。

ア 周知技術１（甲２ないし７）

「車両に関する照明である室内灯、キーシリンダ照明灯、足下照明灯、ヘッドライトや住宅用照明灯を消灯する際に、照射光の輝度を徐々に低下させるように制御すること」は、一般にフェードアウトと呼ばれる周知技術である（以下「周知技術１」という。）。また、フェードアウトによって「何らかの心理的な効果」がもたらされることも周知であり、さらに、フェードアウトによる何らかの良好な心理的效果を得ようとすることは、照明技術における一般的な課題である。

イ 公知技術１（甲８）

「メータ類の照明（目盛り板の照明）において、消灯に際し明るさを徐々に低下させること」は公知である（以下「公知技術１」という。）。

２ 対比

本件特許発明１と引用発明の一致点及び相違点は、以下のとおりである。

（一致点１）

目盛り板と、この目盛り板上にて指示表示する指針と、前記目盛り板を光により照射する照射手段とを備えた車両用指針装置において、車両のキースイッチのオフに伴い前記目盛り板照射手段を消灯させるように制御する制御手段を備えることを特徴とする車両用指針装置である点。

（相違点１）

車両のキースイッチのオフに伴い消灯させるように制御する制御手段について、本件特許発明１では、その照射光の輝度を徐々に低下させるように制御するのに対し、引用発明では、単に、消灯させるように制御するにとどまる点。

３ 判断

(1) 本件特許発明の技術的意義について

判決では、本件特許発明の技術的意義について、以下のとおり判示されているので、これを判断の前提とする。

「本件発明は、前記１に認定したとおり、車両用指針装置において、そのキースイッチのオフに伴う指針や目盛り板の明るさの変化に工夫を凝らし、キースイッチのオフ後の視認性の斬新さを乗員に与えるようにすることを目的として、制御手段が、キースイッチのオフに伴い目盛り板照射手段（ないし指針照射手段）の照射光の輝度を徐々に低下させるように制御することにより、目盛り板（ないし指針）の明るさがキースイッチのオフ後徐々に低下するとの構成をとり、斬新な視認性を提供するというものである。そして、段落【００３３】には、乗員が座席に着席している場合にのみ自発光指針及び目盛り板の発光輝度の低下処理を行い、乗員が離席している際には「瞬時に暗く」という第３の実施例が示されていることや斬新な「視認性」を目指すものであることに照らすと、本件発明は、乗員に対して視覚に訴えることにより効果を与えるものと認められる。

その一方、本件発明は、キースイッチのオフを契機として制御を開始するものであり、もはや車両用計器の情報を読み取る必要がなく、目盛り板や指針を注視する必要性がなくなった段階で作用するものであって、乗員が必ずしも指針や目盛り板自体に注目している場合を前提とするものではない。そして、指針や目盛り板は、車両用計器としての性質上、運転席に対面する視認しやすい位置に配置されており、通常、乗員が着席して正面を向いた体勢であれば、その存在及び少なくともその光が視界に入るものである。また、発明特定事項ではないものの、段落【０００５】，【０００７】，

【００１９】には、「目盛り板照射手段及び指針照射手段として発光ダイオードを用いれば、各照射光がその輝度の低下過程において色変化を生ずることがなく、その結果、乗員に対し違和感を与えることがない。」旨が記載されていることや、段落【００１８】に「瞬時に暗くなることなく時間データの増大に比例して暗くなっていくので、イグニッションスイッチＩＧオフ後の自発光指針３０及び目盛り板２０の斬新な視認性を乗員に提供できる。」と記載されていることに照らすと、本件発明は、指針や目盛り板を注視する必要がないが、その存在あるいは光が視界に入る状況下で、キースイッチのオフに伴って、指針や目盛り板が瞬時に暗くなるという唐突感を生じさせず、違和感なくスムーズに減光することで、乗員に良好な心理的效果を与えるものと解される。

そうすると、安全性の観点から視認性を確保するため、あるいは、光の変化に目を慣らすための減光などの実際的な必要性とは異なり、フェードアウトによる「何らかの良好な心理的效果」を得ようとする点で、本件発明と周知技術１とは共通するものであり、例えば、周知技術１がキーシリンダ照明灯である場合には、イグニッションキーをオフにする際に、キー差込口がどこにあるかという情報を読み取る必要がなくなったキーシリンダを演出用に使って、視認性の斬新さを図るものであると解されるから、本件発明１によって奏される「視認性の斬新さ」は、周知技術１により奏される「何らかの良好な心理的效果」と異なるものではないといえる。

よって、本件発明と周知技術１とは、照射光の輝度を徐々に低下させるように制御する点で共通するだけでなく、その技術的な意義も同一であると認めるのが相当である。」

(2) 引用発明への周知技術１の適用について

さらに、判決では、引用発明への周知技術１の適用について、以下のとおり判示されているので、これを判断の前提とする。

「引用発明は、前記２に記載したとおり、イグニッションキーが投入されていないときに車両用計器の全面が暗黒となるブラックアウト型において、指針のみが観視されることを防止してブラックアウト効果が保たれるようにし、観者に対する違和感を防止するという効果を狙ったものである。そして、前記(1)の甲２～７に記載されているように、フェードアウトによる何らかの良好な心理的效果を得ようとすることは、照明技術における一般的な課題であり、また、フェードアウトが種々の照明に適用されていることを踏まえると、観者に対する違和感の払拭という心理的效果を目指した引用発明において、目盛り板照明装置の制御手段として良好な心理的效果を目指した周知技術１を適用して、照射光の輝度を徐々に低下させるように制御することは、当業者にとって容易に着想し得ることである。また、甲８によれば、メータ類の照明（目盛り板の照明）において、消灯に際し明るさを徐々に低下させることが公知の技術（公知技術１）であると認められ、車両指針装置においてフェードアウトを生じさせる構成をとることには技術的困難性がないことから、容易想到性が裏付けられる。」

(3) 本件特許発明１について

判決では、本件特許発明１の容易想到性について、「引用発明に、本件発明１と技術的意義を同じくする周知技術１を適用して、相違点１に係る構成をとることは、当業者が容易に発明できたことである」と判示されている。

本件特許発明１は、引用発明、周知技術１及び公知技術１に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものである。

４ 小括

以上のとおり、本件特許発明１についての特許は、特許法２９条２項の規定に違反してされたものであるから、無効とすべきである。

第７ 予備的な無効理由に対する当審の判断

本件訂正のうち、請求項２、３及び５からなる一群の請求項に係る訂正（訂正事項２）は認められた。

1 無効理由1について

(1) 本件訂正後発明2及び3

本件訂正後発明2及び3は、以下のものである。

「【請求項2】 目盛り板(20)と、この目盛り板上に指示表示する発光指針(30)と、前記目盛り板を光により照射する目盛り板照射手段(50)と、前記発光指針を光により照射して発光させる指針照射手段(31)とを備えた車両用指針装置において、車両のキースイッチ(IG)のオフに伴い前記目盛り板照射手段及び前記指針照射手段の各照射光の輝度を、前記キースイッチのオン状態の前記目盛り板照射手段及び前記指針照射手段の各照射光の初期輝度から徐々に低下させるように制御し、前記キースイッチのオフに伴い前記目盛り板照射手段及び前記指針照射手段の各照射光の輝度が徐々に低下している状態で前記キースイッチがオンされると、前記指針照射手段の輝度を前記キースイッチがオンされるタイミングで前記初期輝度に戻すと共に、前記目盛り板照射手段の照射光の輝度を前記キースイッチがオンされるタイミングで零にし前記指針照射手段の輝度が前記初期輝度に戻るタイミングから遅延させて前記目盛り板照射手段の輝度を前記初期輝度に戻すように制御する制御手段(112, 112A, 113, 113A, 121乃至124, 130, 130A)を備えることを特徴とする車両用指針装置。

【請求項3】 前記制御手段が、その制御を、前記目盛り板照射手段及び指針照射手段の各照射光の輝度低下度合を相互に異ならしめるように行うことを特徴とする請求項2に記載の車両用指針装置。」

(2) 36条6項1号

請求人は、概略、以下アないしウのとおり主張する(弁駁書10頁11行ないし11頁5行)。

ア 光源50に相当する目盛り板の照射手段の輝度を初期輝度に戻す際に、発光素子31の発光輝度との関係で遅延させることが規定されていない。

イ 照射光の輝度が徐々に低下している状態でキースイッチがオンされた場合に、指針照射手段の照射光の輝度がどのように制御されるかについて、規定されていない。

ウ 光源50の発光輝度を初期輝度Aに戻すタイミングを、イグニッションスイッチIGのオンと同時に初期輝度Aに戻る発光素子31の発光輝度に比べて、所定時間T2だけ遅延させ、光源50と発光素子31の発光輝度が初期輝度Aに戻るタイミングがずれている構成が特定されていないから、斬新な視認性を提供するという課題を解決することはできない。

しかしながら、本件訂正により、本件訂正後発明2は、「前記目盛り板照射手段の照射光の輝度を・・・前記指針照射手段の輝度が前記初期輝度に戻るタイミングから遅延させて前記目盛り板照射手段の輝度を前記初期輝度に戻すように制御する」構成を具備するものとなったから、光源50に相当する目盛り板の照射手段の輝度を初期輝度に戻す際に、発光素子31の発光輝度との関係で遅延させることが規定されているものとなった。

また、本件訂正により、本件訂正後発明2は、「前記キースイッチのオフに伴い前記目盛り板照射手段及び前記指針照射手段の各照射光の輝度が徐々に低下している状態で前記キースイッチがオンされると、前記指針照射手段の輝度を前記キースイッチがオンされるタイミングで前記初期輝度に戻す」構成を具備するものとなったから、照射光の輝度が徐々に低下している状態でキースイッチがオンされた場合に、指針照射手段の照射光の輝度がどのように制御されるかについて、規定されているものとなった。

また、本件訂正により、本件訂正後発明2は、「前記指針照射手段の輝度を前記キースイッチがオンされるタイミングで前記初期輝度に戻すと共に・・・前記指針照射手段の輝度が前記初期輝度に戻るタイミングから遅延させて前記目盛り板照射手段の輝度を前記初期輝度に戻すように制御する」

構成を具備するものとなったから、斬新な視認性を提供するという課題を解決することができるものとなった。

また、本件訂正後発明２は、第１実施の形態における変形例として、図６とともに、発明の詳細な説明に記載されたものである（前記「第４」２（４）アと同様である。）。

そして、本件訂正後発明３についても、同様である。

したがって、本件訂正後の特許請求の範囲の請求項２及び３の記載は、特許法３６条６項１号に適合するものである。

２ 無効理由２について

（１）甲１に記載の事項

甲１に記載の事項は、前記「第６」１（１）に記載したとおりである。

（２）引用発明

引用発明を、イグニッションキーのオンに伴う車両用計器の制御も含めた形に書き改めると、以下のとおりとなる。

「目盛板２には透過して照明する目盛板照明装置３が設けられ、指針４にはこの指針４に塗布された反射塗膜４ａに反射して照明する指針照明装置５が設けられた、車両用計器１において、

指針４を駆動するためのステッピングモータ８、イグニッションキー１０のオン、オフに応動するものとされ、イグニッションキー１０がオフされたときには所定数の逆転パルスが発生し、オンされたときには所定数の正転パルスが発生する、ステッピングモータ８に接続された演算回路９を具備し、

走行を停止しイグニッションキー１０をオフすると目盛板照明装置３と指針照明装置５とが消灯すると同時に、演算回路９は所定数の逆転パルスが発生した後に自らも動作を停止するものとなり、この逆転パルスにより指針４はゼロ目盛２０ａから更に下方、即ち、マイナスの振れ角側に回転し、指針マスク板７により覆われる範囲内に移動するものとなり、運転の再開に当たって、イグニッションキー１０をオンすることで目盛板照明装置３と指針照明装置５とが点灯すると同時に、演算回路９は所定数の正転パルスが発生して指針４をゼロ目盛２０ａにリセットするので、これより後の時点においては通常の車両用計器１としての機能が保たれるものとなり、

イグニッションキー１０のオフ時に、直射日光など外光の窓ガラスへの照射により特に外部から観視され易いものとなる反射塗膜が施された指針４を指針マスク板７で隠蔽することでブラックアウト効果を保つものとし、もって、観者に違和感を与えるのを防止する効果を奏する、

車両用計器１。」

（３）周知技術等

周知技術１及び公知技術１については、前記「第６」１（３）に記載したとおりである。また、以下の公知技術２（甲９）の認定は、判決主文が導き出されるのに必要な事項であるから、当審判体を拘束する。

「キーオフ時に、まず、指針の照明を消灯し、次いで、計器板の照明を消灯すること」、すなわち、「指針の照明の消灯と計器板の照明の消灯とのタイミングをずらすようにした車両用計器類照明装置」は公知である（以下「公知技術２」という。）。

次に、甲１３には、図面とともに、以下の事項が記載されている。

ア 「【請求項１】（ａ）指針が回転する指示計器と、

（ｂ）前記指針の動きに応じて目盛りや記号等の表示部分を配設した計器盤と、

（ｃ）前記指示計器の前記指針を発光させる第１の発光体と、

（ｄ）前記計器盤の前記表示部分を発光させる第２の発光体と、

（ｅ）前記第１、第２の発光体と電源とを接続するスイッチ手段と、

（ｆ）このスイッチ手段の投入により前記第１、第２の発光体へ電力が供給される際に、前記第１、第２の発光体のうちの一方の発光体への電力供給時

期に対して他方の発光体への電力供給時期を遅延させる遅延手段とを備えた計器装置の照明装置。

【請求項 2】請求項 1 に記載の計器装置の照明装置において、前記遅延手段は、前記第 1 の発光体への電力供給時期に対して前記第 2 の発光体への電力供給時期を遅延させることを特徴とする計器装置の照明装置。」

イ 「【0001】【産業上の利用分野】この発明は、計器装置の照明装置に関するもので、とくに自動車の速度、エンジン回転数、エンジン冷却水温等自動車およびその個々の器具の状態を乗員に知らせるための自動車用計器装置の照明装置にかかわる。」

ウ 「【0010】【作用】請求項 1 に記載の発明によると、第 1、第 2 の発光体のうちの一方の発光体への電力供給時期に対して他方の発光体への電力供給時期が確実に遅延される。したがって、第 1、第 2 の発光体が常に一定した順序で発光するため、指針と目盛りや記号等の表示部分が常に一定した順序で発光するようになるので、使用者に不快感を与えない。

【0011】請求項 2 に記載の発明によると、先ず指針が発光するため、すなわち、目盛りや記号等の表示部分が発光していない時に指針が発光するため、使用者が指針を鮮明に認識することになる。」

エ 「【0033】電気回路 300 は、図 5 に示すように、冷陰極放電管 22、32、42、52 および 2 つの蛍光管 110 を通電（ON）したり、通電を停止（OFF）したりするものである。この電気回路 300 は、スイッチ手段としてのキースイッチ 301 が投入（ON）されると、直流電源 302 よりトランスモジュール 303 および遅延回路 304 に直流電流が供給される。トランスモジュール 303 では、直流電流を交流電流に変換して、冷陰極放電管 22、32、42、52 に交流電流を供給する。

【0034】遅延回路 304 は、トランスモジュール 305 への電力供給時期を、キースイッチ 301 が投入（ON）されてから所定時間（例えば 1 秒間）だけ遅延させる遅延手段である。トランスモジュール 305 では、直流電流を交流電流に変換して、2 つの蛍光管 110 に交流電流を供給する。

【0035】すなわち、キースイッチ 301 を ON すると、先ず冷陰極放電管 22、32、42、52 が発光して指針 21、31、41、51 が発光する。そして、キースイッチ 301 を ON してから遅延回路 304 により設定された所定時間（例えば 1 秒間）が経過した際に、2 つの蛍光管 110 が発光して計器盤 6 の文字板部分 61～64 が発光することになる。」

オ 「【0044】【実施例の効果】以上のように、計器装置の照明装置 1 は、冷陰極放電管 22、32、42、52 と 2 つの蛍光管 110 とが常に一定した順序で発光する。すなわち、先ず冷陰極放電管 22、32、42、52 が発光してから所定時間（例えば 1 秒間）が経過した後に 2 つの蛍光管 110 が発光するため、乗員等の使用者に不快感を与えることがない。

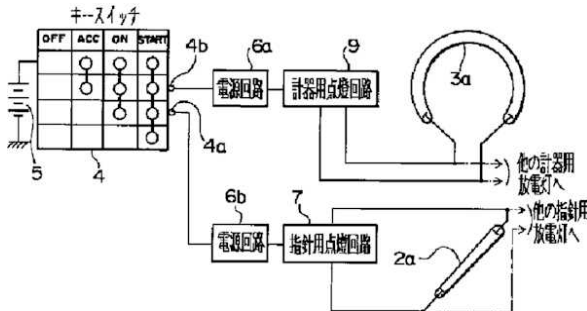
【0045】また、水温計 2、エンジン回転計 3、速度計 4 および燃料計 5 の文字板部分 61～64 が発光していない時に、先ず各指針 21、31、41、51 を発光させることができるため、各指針 21、31、41、51 を鮮明に認識させることができ、水温計 2、エンジン回転計 3、速度計 4 および燃料計 5 等の指示計器の高精度感を乗員等の使用者に与えることができる。」

また、甲 9 には、従来技術として、図面とともに、以下の事項が記載されている。

カ 「【0002】【従来技術】複数の照明灯を用いて車両用計器類の指針や、目盛り、文字などの計器全体部分をそれぞれ別々に照明する照明装置が実用に供されている。図 2 はこの種の照明装置の回路を示し、図 3 はその照明装置により照明される速度計を示す。速度計 1 の指針 2 は、指針用放電

灯 2 a によって照明され、目盛りや文字などの計器全体部分 3 は、計器用放電灯 3 a によって照明される。車両のキースイッチ 4 を ON 位置にすると、バッテリー 5 からキースイッチ 4 のイグニッション電源端子 4 a を介して速度計 1 の照明用電源回路 6 へ電源が供給される。電源回路 6 は、バッテリー電圧を安定化して直流電圧を出力する。この直流電圧は、指針用点灯回路 7 およびタイマ 8 へ供給され、指針用点灯回路 7 が起動するとともに、タイマ 8 がスタートする。指針用点灯回路 7 は、交流電圧を出力して指針用放電灯 2 a に印加し、指針用放電灯 2 a が点灯して指針 2 が照明される。一方、タイマ 8 は、設定時間後にタイムアップして計器用点灯回路 9 へ直流電圧を供給する。計器用点灯回路 9 は、交流電圧を出力して計器用放電灯 3 a に印加し、計器用放電灯 3 a が点灯して目盛りや文字など計器全体部分 3 が照明される。つまり、指針 2 が照明されてからタイマ 8 の設定時間後に計器全体部分 3 が照明される。」

【図 2】



以上のとおり、甲 9 及び 13 には、上記アないし力の技術事項が記載されていることから、「キースイッチがオンされたときに目盛り板照射手段は発光せずに照射光の輝度は零のままであり、キースイッチがオンされてから一定の遅延時間後に目盛り板照射手段の輝度を所定輝度とするように制御すること」は、請求人主張のとおりに、車両用計器において周知技術である。ただし、被請求人が周知性について争っていることを考慮して、便宜上、甲 13 の記載で書き改めると、以下のとおりとなる（以下「周知技術 2」という。）。

「(a) 指針が回転する指示計器と、
 (b) 前記指針の動きに応じて目盛りや記号等の表示部分を配設した計器盤と、
 (c) 前記指示計器の前記指針を発光させる第 1 の発光体と、
 (d) 前記計器盤の前記表示部分を発光させる第 2 の発光体と、
 (e) 前記第 1、第 2 の発光体と電源とを接続するキースイッチと、
 (f) このキースイッチの ON により前記第 1、第 2 の発光体へ電力が供給される際に、前記第 1 の発光体への電力供給時期に対して前記第 2 の発光体への電力供給時期を遅延させる遅延手段を備え、
 使用者に不快感を与えないことに加え、先ず指針が発光するため、すなわち、目盛りや記号等の表示部分が発光していない時に指針が発光するため、使用者に指針を鮮明に認識させることができ、指示計器の高精度感を使用者に与えることができる、
 計器装置の照明装置。」

(4) 対比

事案に鑑み、本件訂正後発明 3 と引用発明とを対比すると、次のとおりである。

ア 目盛り板（20）及び目盛り板照射手段（50）

引用発明は、「目盛り板 2 には透過して照明する目盛り板照明装置 3 が設けられ」の構成を具備するから、引用発明の「目盛り板 2」は、本件訂正後発明 3 の「目盛り板（20）」に相当する。

また、引用発明の「目盛り板照明装置 3」は、本件訂正後発明 3 の「前記目盛り板を光により照射する目盛り板照射手段（50）」に相当する。

イ 発光指針（３０）及び指針照射手段（３１）

引用発明は、「目盛り板２には透過して照明する目盛り板照明装置３が設けられ」及び「指針４にはこの指針４に塗布された反射塗膜４aに反射して照明する指針照明装置５が設けられた」の構成を具備するところ、甲１の図１及び２に描かれた指針４と目盛り板２の配置関係、並びに、技術常識を考慮すると、引用発明の「指針４」は、本件訂正後発明３の「この目盛り板上に指示表示する発光指針（３０）」に相当する。

また、引用発明の「指針照明装置５」は、本件訂正後発明３の「前記発光指針を光により照射して発光させる指針照射手段（３１）」に相当する。

ウ 車両用指針装置

引用発明は、「目盛り板２には透過して照明する目盛り板照明装置３が設けられ、指針４にはこの指針４に塗布された反射塗膜４aに反射して照明する指針照明装置５が設けられた、車両用計器１」であるから、引用発明の「車両用計器１」は、本件訂正後発明３の「車両用指針装置」に相当する。

したがって、本件訂正後発明３と引用発明の一致点及び相違点は、以下のとおりである。

（一致点）

「目盛り板（２０）と、この目盛り板上に指示表示する発光指針（３０）と、前記目盛り板を光により照射する目盛り板照射手段（５０）と、前記発光指針を光により照射して発光させる指針照射手段（３１）とを備えた車両用指針装置。」

（相違点）

本件訂正後発明３は、「車両のキースイッチ（ＩＧ）のオフに伴い前記目盛り板照射手段及び前記指針照射手段の各照射光の輝度を、前記キースイッチのオン状態の前記目盛り板照射手段及び前記指針照射手段の各照射光の初期輝度から徐々に低下させるように制御し、前記キースイッチのオフに伴い前記目盛り板照射手段及び前記指針照射手段の各照射光の輝度が徐々に低下している状態で前記キースイッチがオンされると、前記指針照射手段の輝度を前記キースイッチがオンされるタイミングで前記初期輝度に戻すと共に、前記目盛り板照射手段の照射光の輝度を前記キースイッチがオンされるタイミングで零にし前記指針照射手段の輝度が前記初期輝度に戻るタイミングから遅延させて前記目盛り板照射手段の輝度を前記初期輝度に戻すように制御する制御手段（１１２、１１２Ａ、１１３、１１３Ａ、１２１乃至１２４、１３０、１３０Ａ）」を備え、かつ、「前記制御手段が、その制御を、前記目盛り板照射手段及び指針照射手段の各照射光の輝度低下度合を相互に異ならしめるように行う」構成を具備するのに対し、引用発明は、このような制御を行う制御手段を具備しない点。

（５）判断

引用発明の車両用計器は、「イグニッションキー１０のオフ時に、直射日光など外光の窓ガラスへの照射により特に外部から観視され易いものとなる反射塗膜が施された指針４を指針マスク板７で隠蔽することでブラックアウト効果を保つものとし、もって、観者に違和感を与えるのを防止する効果を奏する」ものである。また、「観者に違和感を与えるのを防止する」という効果は、文言上は「観者に心理的效果を与えない」ことを意味するとしても、甲１記載の従来技術との相対比較では、観者に対して「何らかの良好な心理的效果」をもたらすといえる。そもそも、引用発明の車両用計器は、単に計器としての機能のみを追求したものではなく、「ブラックアウト」といった意匠演出をも意図したものであるから、観者（操作者）に対して「何らかの良好な心理的效果」を積極的に働きかけることを前提としている。そして、照明装置を用いた意匠演出において、複数の照明灯についてタイミングをずらして消点灯ないし減増光して一定の演出効果が得られることはありふれたことであるから、ブラックアウト効果という意匠演出を保ちつつ、観

者に対する違和感の払拭という心理的效果を目指した引用発明において、いっそうの意匠演出ないし良好な心理的效果を観者に与えるべく、引用発明の車両用計器の目盛板照明装置３及び指針照明装置５に対して、周知技術１及び２並びに公知技術２のような、タイミングをずらして消点灯ないし減増光する構成を合わせて採用することは、当業者が容易にできることである。また、車両用計器において公知技術１及び２が存在することを考慮すると、車両用照明のタイミングをずらして消点灯ないし減増光する構成を採用することに、技術的困難性はない。

そうしてみると、引用発明の「走行を停止しイグニッションキー１０をオフすると目盛板照明装置３と指針照明装置５とが消灯すると同時に、演算回路９は所定数の逆転パルスが発生した後に自らも動作を停止するものとなり、この逆転パルスにより指針４はゼロ目盛２０aから更に下方、即ち、マイナスの振れ角側に回転し、指針マスク板７により覆われる範囲内に移動するものとなり」の構成に対して、目盛板照明装置及び指針照射手段の制御手段として意匠演出ないし良好な心理的效果を目指した周知技術１及び公知技術２を適用して、「走行を停止しイグニッションキー１０をオフすると、目盛板照明装置３を点灯状態から徐々に暗くなるよう制御し、目盛板照明装置３の制御タイミングから遅れて指針照明装置５を点灯状態から徐々に暗くなるように制御し、両者が消灯すると同時に、演算回路９は所定数の逆転パルスが発生した後に自らも動作を停止するものとなり、この逆転パルスにより指針４はゼロ目盛２０aから更に下方、即ち、マイナスの振れ角側に回転し、指針マスク板７により覆われる範囲内に移動するものとなり」の構成に変更するとともに、引用発明の「運転の再開に当たって、イグニッションキー１０をオンすることで目盛板照明装置３と指針照明装置５とが点灯すると同時に、演算回路９は所定数の正転パルスが発生して指針４をゼロ目盛２０aにリセットするので、これより後の時点においては通常の車両用計器１としての機能が保たれるものとなり」の構成に対して、使用者に不快感を与えないことに加え、先ず指針が発光するため、すなわち、目盛りや記号等の表示部分が発光していない時に指針が発光するため、使用者に指針を鮮明に認識させることができ、指示計器の高精度感を使用者に与えることができる周知技術２を適用して、「運転の再開に当たって、イグニッションキー１０をオンすることで指針照明装置５に電力を供給して点灯すると同時に、演算回路９は所定数の正転パルスが発生して指針４をゼロ目盛２０aにリセットし、指針照明装置５への電力供給に遅延させて目盛板照明装置３に電力を供給して点灯し、これより後の時点においては通常の車両用計器１としての機能が保たれるものとなり」の構成に変更することは、当業者が容易に想到することである。また、イグニッションキー１０のオン操作は、観者（操作者）がキーを回すという操作であるから、イグニッションキーをオフした直後にイグニッションキー１０がオンされる場合もある。そして、イグニッションキーをオンした観者の関心は、走行の停止ではなく運転の再開に向かっているから、フェードアウト中に観者（操作者）がイグニッションキー１０をオンした場合には、直ちに周知技術２の制御を提供するのが自然であり、周知技術２の制御に際して、いったん、目盛りや記号等の表示部分が発光していない状態に制御すること、すなわち、「イグニッションキー１０をオンすることで指針照明装置５に電力を供給して点灯すると同時に目盛板照明装置３を消灯し、演算回路９は所定数の正転パルスが発生して指針４をゼロ目盛２０aにリセットし、指針照明装置５への電力供給に遅延させて目盛板照明装置３に電力を供給して点灯」することは必然である。そして、以上のとおり容易推考してなる構成は、相違点を克服したものとなる。

なお、周知技術２に関して甲１３の記載を参照すると、第１の発光体（冷陰極放電管）は電力の供給から発光までの時間に若干のずれがあると考えられるから、周知技術２は、厳密には、「前記指針照射手段の輝度を前記キースイッチがオンされるタイミングで前記初期輝度に戻す」ものではない。しかしながら、引用発明の指針照明装置５は、指針４に設けられているもの（段落【０００７】及び図５）であり、本件出願時点の技術水準において

は、ＬＥＤ等の直ちに点灯するものを採用するのが妥当であるから、引用発明を前提に周知技術２を組み合わせた指針照明装置５は、「イグニッションキー１０をオンすることで指針照明装置５に電力を供給して、イグニッションキー１０がオンされるタイミングで点灯する」ものといえる。

そもそも、本件訂正後発明３の「記指針照射手段の輝度を前記キースイッチがオンされるタイミングで前記初期輝度に戻す」の構成の根拠となる記載は、図６のタイミングチャートのみであるところ、図６を参照しても、そのタイミングが「電力の供給から発光までの時間に若干のずれ」を許容しないほど厳密に同一であるという技術的意義を有するものとは理解できない。

したがって、本件訂正後発明３は、引用発明、周知技術１及び２、並びに、公知技術１及び２に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものである。

また、本件訂正後発明３が奏する効果は、当業者が引用発明等から予測できる範囲内のものである。

(6) 本件訂正後発明２

本件訂正後発明２は、本件訂正後発明３から、「前記制御手段が、その制御を、前記目盛り板照射手段及び指針照射手段の各照射光の輝度低下度合を相互に異ならしめるように行う」との構成を省いたものである。

そうすると、本件訂正後発明２の発明特定事項を全て含み、さらに、他の発明特定事項を付加したものに相当する本件訂正後発明３が、前記(4)及び(5)で述べたとおり、引用発明、周知技術１及び２、並びに、公知技術１及び２に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであること、また、公知技術２が前記の省いた構成に対応するものであることを考慮すると、本件訂正後発明２も同様に、引用発明、周知技術１及び２、並びに、公知技術１に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものである。

また、本件訂正後発明２が奏する効果は、当業者が引用発明等から予測できる範囲内のものである。

(7) 被請求人の主張について

ア 単純な結合ではないとの主張

被請求人は、本件訂正後発明は、車両のキースイッチ（ＩＧ）のオフに伴う照明による斬新な視認性を乗員に提供するものであり、車両のキースイッチ（ＩＧ）のオフに伴い消灯させる際の挙動と、車両のキースイッチ（ＩＧ）のオンに伴い点灯させる際の挙動との単純な結合ではないと主張する。

しかしながら、前記(5)のとおりであるから、被請求人がいう「車両のキースイッチ（ＩＧ）のオフに伴う照明による斬新な視認性」と、「車両のキースイッチ（ＩＧ）のオフに伴い消灯させる際の挙動と、車両のキースイッチ（ＩＧ）のオンに伴い点灯させる際の挙動との単純な結合」によって得られる視認性とは、相違しない。

イ 周知技術１

被請求人は、周知技術１は、単純にスイッチをオフした際の照明装置の挙動（フェードアウト）であり、このフェードアウト中に更に別の動作が入り込むことはないとは主張する。

しかしながら、スイッチのオフは人為的な操作であるから、オフした直後にオンされること、すなわち、フェードアウト中にさらに別の動作が入り込むことは、周知技術１においても予定されている。

ウ 周知技術２

被請求人は、周知技術２は周知でないと主張する。

しかしながら、周知技術２が周知であることは、例えば、甲１３が業界に知れわたっていることを考慮すれば、明らかである。仮に、周知技術２が公知技術であるとしても、当審判体が認定した周知技術２は、甲１３に記載され公知であり、また、公知であるとしても、前記(5)の判断は左右されな

い。

エ 甲 1 3

被請求人は、甲 1 3 に記載の技術は、輝度が零からの点灯を前提としているから、キースイッチオフ後の挙動での再点灯を示唆しないと主張する。

しかしながら、甲 1 3 に記載の技術（周知技術 2）は、輝度が零からの点灯を前提としているのではなく、キースイッチが ON したときの照明動作を前提としたものである。キースイッチのオフの直後にキースイッチがオンされることは、キースイッチの操作が人為的なものであることを考慮すれば、想定しなければならない事項である。また、キースイッチを ON した操作者の関心は、走行の停止ではなく運転の再開に向かっているから、操作者がキースイッチを ON したら周知技術 2 の制御を直ちに提供するために、キースイッチの ON と同時に、指針照明装置 5（第 1 の発光体）を点灯し、目盛り板照明装置 3（第 2 の発光体）を消灯すべきである。

オ 効果

被請求人は、発明の詳細な説明では、一貫して、キースイッチオフ後の斬新な視認性を発明の効果として説明していると主張する。

しかしながら、前記(5)のとおり容易推考してなるものも、斬新な視認性を与えるものであり、その点において、相違しない。

(8) 小括

本件訂正後発明 2 は、引用発明、周知技術 1 及び 2、並びに、公知技術 1 に基づいて、本件訂正後発明 3 は、引用発明、周知技術 1 及び 2、並びに、公知技術 1 及び 2 に基づいて、それぞれ、当業者が容易に発明をすることができたから、特許法 29 条 2 項の規定により特許を受けることができない。

本件訂正後発明 2 及び 3 についての特許は、特許法 123 条 1 項 2 号に該当し、無効とすべきものである。

第 8 予備的判断

当合議体は、前記「第 4」ないし「第 6」に記載したとおり、本件訂正のうち訂正事項 1 は認められず、そして、本件特許発明 1 についての特許は、特許法 29 条 2 項の規定に違反してされたものであるから、無効とすべきであると判断するが、事案に鑑みて、訂正事項 1 も認められるとした場合について、以下、判断する。

1 本件訂正後発明 1 について

本件訂正後発明 1 は、以下のものである。

「【請求項 1】 目盛り板（20）と、この目盛り板上にて指示表示する指針（30）と、前記目盛り板を光により照射する照射手段（50）とを備えた車両用指針装置において、車両のキースイッチ（IG）のオフに伴い前記目盛り板照射手段の照射光の輝度を、前記キースイッチのオン状態の当該目盛り板照射手段の照射光の初期輝度から徐々に低下させるように制御し、前記キースイッチのオフに伴い前記目盛り板照射手段の照射光の輝度が徐々に低下している状態で前記キースイッチがオンされると、前記目盛り板照射手段の照射光の輝度を前記キースイッチがオンされるタイミングで零にし、このキースイッチがオンされるタイミングから遅延させて前記目盛り板照射手段の輝度を前記初期輝度に戻すように制御する制御手段（112、112A、113、113A、121乃至124、130、130A）を備えることを特徴とする車両用指針装置。」

2 甲 1 に記載の事項

甲 1 に記載の事項は、前記「第 6」1 (1) に記載したとおりである。

3 引用発明及び周知技術等

引用発明は、前記「第 7」 2 (2)に記載したとおりである。
周知技術 1 及び公知技術 1 は、前記「第 6」 1 (3)に記載したとおりである。
公知技術 2 及び周知技術 2 は、前記「第 7」 2 (3)に記載したとおりである。

4 対比及び判断

本件訂正後発明 1 は、本件訂正後発明 2 から、さらに、(A)「指針」が「発光指針」であるとの構成、(B)「前記発光指針を光により照射して発光させる指針照射手段 (31)」の構成、(C)指針照射手段の輝度の制御の構成、を省くとともに、(D)目盛り板照射手段の輝度を初期輝度に戻すタイミングを遅延させる基準となるタイミングを「キースイッチがオンされるタイミング」から「指針照射手段の輝度が前記初期輝度に戻るタイミング」に変更したものである。

ここで、本件訂正後発明 2 は、「前記指針照射手段の輝度を前記キースイッチがオンされるタイミングで前記初期輝度に戻す」の構成を具備するから、前記(D)の変更は、事実上の変更ではない。

そうすると、本件訂正後発明 1 の発明特定事項を全て含み、さらに、他の発明特定事項を付加したものに相当する本件訂正後発明 2 が、前記「第 7」 2 (6)で述べたとおり、引用発明、周知技術 1 及び 2、並びに、公知技術 1 に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたこと、さらに、前記(D)の変更点は事実上存在しないことを考慮すると、本件訂正後発明 1 も同様に、引用発明、周知技術 1 及び 2、並びに、公知技術 1 に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものである。

また、本件訂正後発明 1 が奏する効果は、当業者が引用発明等から予測できる範囲内のものである。

5 小括

本件訂正後発明 1 は、引用発明、周知技術 1 及び 2、並びに、公知技術 1 に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたから、特許法 29 条 2 項の規定により特許を受けることができない。

本件訂正後発明 1 についての特許は、特許法 123 条 1 項 2 号に該当し、無効とすべきものである。

第 9 結び

本件特許の請求項 1 ないし 3 に係る発明についての特許は、無効とすべきものである。

審判に関する費用については、特許法 169 条 2 項で準用する民事訴訟法 61 条の規定により、被請求人の負担とする。

よって、結論のとおり審決する。

平成 26 年 9 月 30 日

審判長	特許庁審判官	森 竜介
	特許庁審判官	樋口 信宏
	特許庁審判官	中塚 直樹

(行政事件訴訟法第 46 条に基づく教示)

この審決に対する訴えは、この審決の謄本の送達があった日から 30 日以内に、この審決に係る相手方当事者を被告として、提起することができます。

8 4 1
1 2 1
5 3 7

審判長	特許庁審判官	森 竜介	8805
	特許庁審判官	中塚 直樹	8908
	特許庁審判官	樋口 信宏	9016